

第七十二回 参議院大蔵委員会会議録 第十二号

(一五〇)

昭和四十九年三月二十六日(火曜日)

午前十時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 理事 土屋義彦君

河本嘉久藏君 藤田正明君 成瀬幡治君

多田省吾君 須司君

栗林一男君 青木柴田鳴崎

楳垣徳太郎君 茅原栄君 均君

西ヶ久保重光君 田中寿美子君 渡辺一彦君 野末和彦君

柳田桃太郎君 福田赳夫君

高木文雄君 柳田桃太郎君

大蔵大臣 国務大臣 政府委員 大蔵政務次官 大蔵省主税局長

佐藤常任委員会専門 通商産業省生活 事務局側 説明員

佐藤杉本金馬君 兼二君

第五部

本日の会議に付した案件

- 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 所得税法及び災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 委員長(土屋義彦君)ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
- 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
- 政府から趣旨説明を聴取いたしました。柳田政務次官。
- 政府委員(柳田桃太郎君)ただいま議題となりました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
- 最近における内外の経済情勢の変化に対応し、国民生活の安定、関税負担の適正化等に資するため、関税率について所要の調整を行なうほか、関税制度について所要の改正を行なう必要がありますので、この法律案を提出することとした次第であります。
- 以下、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。
- 第一に、関税率について申し上げます。
- まず、国民生活の安定等に資するため、灯油、液化石油ガス等国民生活に関連の深い物資及びバルブ、いおう等最近需給の逼迫している原材料を中心にしております。
- 次に、シードラック等三品目を特惠関税適用品

日に追加するとともに、集積回路等六品目の特恵税率の引き下げを行なうこといたしております。

このほか、本年三月三十一日に期限の到来する七百七品目の暫定税率につきまして、その適用期限を一年間延長することいたしております。

第二に、生活関連物資にかかる弾力関税制度の拡充について申し上げます。

今日、物価の安定は政府の最優先課題となつておりますが、関税面におきましても、これに寄与するため、食料品、衣料品、その他国民生活との関連性が高い物品についてその輸入価格が著しく騰貴した等の場合には、関税を一時的に減免することができるよう措置することといたしております。

第三に、各種の関税減免制度の改正について申し上げます。

まず、重要機械類免税制度を改組し、公害防止、労働災害防止等に直接寄与する機械類及び海洋開発等の事業に用いられる物品についての免税制度としております。

次に、アンモニア・石油化学製品製造用の原油等の免税・還付制度につきまして、その軽減割合を引き下げるなどいたしております。

さらに、最近における経済情勢にかんがみ、船舶建造・修繕用貨物免税制度、石油化学製品等製造用触媒等の免税制度及び国産原油購入にかかる特別還付制度を廃止することとしたおりま

す。

このほか、加工再輸入減税制度の対象品目の追加を行なうなど、所要の改正を行なうことといたしております。

以上、この法律案につきまして、提案の理由及びその概要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○委員長(土屋義彦君)これより質疑に入ります。

○成瀬幡治君 過般、石油がたくさん入るか入らないかというよくなときには、まあ、通産省の発表なり、あるいはまた、石油協会の発表等何かちがはぐなもののがございまして、何か石油、重油が非常に品不足でたいへんなことになるんじやないか、あるいはLPGもたいへんなことになるんじやないかといふことで、ガソリンの配給等があつたところが考えてみれば、LPGは当時全然落ちていないとこども片方じやあるわけですねけれども、そういうことがはつきりしておつても、なつかつ、ああいうLPGの割り当てが少ないため、新しく個人タクシーの免許を受けられたお方が、LPGの配給がもらえないというので自殺をされるとかいうような悲惨なことがあったわけです。

そこでお尋ねをしたいと申しますが、ああいうほうとうに緊急性のある問題について、日本に重油がどのくらい入っておるか、あるいはLPGガスがどのくらい入っておるか、あるいはLPGガス過般、衆議院の予算委員会で、石橋書記長が指摘しておりましたが、税關と、それから海上保安庁は、きょうは船がどのくらい入ったと、どのくらい陸揚げしたというようなことがわかるじやないかと、しかし、入らないときもあるだろう、だから、日々報告といふものと、あるいは十日間ぐらいまとめて、集約しての報告、いろんなやり方と申しましようか、不安になつておるのを解消していくというようなのも、私は、少なくとも通関をしておればその数量が把握できるわけですから、行政の一本化と申しましようか、そういうようなことについて機敏な手といふものは打てないもの

だろうか、そういうものが非常に大切じゃないだらうかということを痛感しておるわけですが、いかがなものでしようか。

の十一月以降、石油の問題が非常に重要になつてまいりました際に、私どもといたしましては、御指摘のように、毎月通関統計というものを作成をいたしました。通関統計は、原則といたしまして、要するに輸入申告がありました時点において、税関におきましては一体石油が幾ら日本に入ってきたかということは的確につかめているわけございます。したがいまして、私どもは、全く國の税関を通しまして、その通関輸入申告の時点においてつかまえました石油の輸入数量と申しますものを、要するに、本省のほうにコンピューターに自動的に入れまして、時々刻々の石油の輸入をつかまえております關係上、私どもといたしましては、その通關統計が一番日本で正確な要するに数字であるといふ自信があるわけございます。これに閑しまして、私どもといたしましては、毎月幾ら入ってきておるかということは、關係の通産省なり、あるいは資源エネルギー庁なりにも連絡をいたしておりますし、また全国民に対しましても、毎月、大体、その各月の通關の実績と申しますものは、翌月の原則的には十四日に、石油が一体前月に幾ら入ってきたかという数字を発表をし得る体制になつておりますし、また現にしましても、毎月、大体、その各月の通關の実績と申しますものは、翌月の原則的には十四日に、石油の輸入が問題になつております際に、発表をいたしておるわけでございます。ただ、当時、石油の輸入が問題になつております際には、月に一回最終的に発表をするということでは足りないということで、この集計を、各税關で発表をいたしておるわけでございます。たゞ、当時は、石油の輸入が問題になつております際に、石油を輸入をいたしまして、大体私どもといたしましては、十日ごとに、一体、その前の旬に幾ら入ってきたかということで、旬ごとの統計を把握をいたしたわけございますが、ただこの際に、やはり關係のところには連絡――教えてやらなくてはいけないということことで、旬ごとの統計を把握をいたしたかといふことで、これがそれを発表をいたさなかつた理由と申しますのは、たとえば、最近におきましては、大体一ヶ月に

○成瀬輔治君 結果的には、前年同月を下回らない、大体確保が七%くらい、十二月末でいえば落ちた程度、くらいで、L.P.は全然落ちていない。ところが、片方でないといつて、むちやくちゃんと値上がり、何かこう、ないというのと、通産省のほうも削減をされる発表は積極的にされたようだ。業界のほうもそういうこと。だからみんなが買いために走らなくちゃならぬということになってしまったのですが、これがつくられた品不足のような、そういう結果になってしまって、ほかをみたのは、結局国民であったという結果になつちました。そこで、できてしまったことはやむを得ないとして、今後こういうことが一度と繰り返されない、そういう措置ですね、たとえば配船の一・事前にも、これは運輸省関係になるかもしれませんけれども、配船関係のこともわかると思ひます。なるほど一番最初のときには、半分くらいしか積んでこなかつた油の船もあるようなんですね、品不足のときに。それはわざかしかないよされませんけれども、何か要らない無用な不安を与えないうなことが今後の行政上できないものであろうか、これは何もあなたのはうだけじゃなくて、通産省なり、あるいはほかの関係でいえば運輸省も、あるいはそういうところで関係するのかどうかよく私にはわかりませんけれども、何か行政が一体化して、無用な混乱と申しますか、要らない不安といふものをつくり出す必要と申しますか、そういうことを防ぐということが非常に大切じゃないかと思うのですから、そういうようなことについて、各省間ににおける物価対策というような面からも、重視されて私は対策を講じられてしかるべきではないかと思ひますから、もしそういうふうなことがやられておるとするなら、承りたいと思ひます。

さいまして、当時の新聞に、いわゆる税関が発表をいたす数字は、相當に石油が入ってきているのではないかと、要するに通産省が言つてゐることと違ひではないかという趣旨の記事がかなり新聞紙上等にも出たわけでございまして、当時、石油がないないといふことが世間的に一般に喧伝をされておりました際に、私どもどうも通商統計にあらわれている数字に關する限りにおきましては、そうちほど日本に入つてくる石油の量が減つてゐるという数字が実績としてあらわれてこないわけでござります。したがいまして、私どもいたしましては、一體これから先、当時ちょうど十二月ごろの話でございましたのですから、これから先だんだんだんだん減つてくるといわれてゐるのであるから、減つてくるかも知れないけれども、現実にはいまのところは減つてきていないのだと、したがつて、それに対する便乗値上げ等が行なわれるということは非常に好ましくないということとで、税關としては正しい数字を國民に知つていただくという必要があると判断をいたしまして、これはもちろんその判断ばかりじゃなくて、毎月やつておつたことでござりますけれども、日本に現実には石油はこのぐらい入つてきておりますよという正確な数字を國民に知つていただく義務があるということで、当時入つてくる量が減りますよということとで、当時入つてくる量が減りますよということであつたにもかかわらず、その実績を正確に発表をし、かつ月間では、先ほど申し上げましたように、月に一回数量を把握することでは足りないということと、旬ごとの数字をも把握をして、これを關係省にすみやかに連絡をしなくてはならないということとで、各税關を奨励をいたしましたようなわけでござりますが、御指摘のように、今後といえども私どもいたしましては、なかなか税關の立場から申しますると、将来の予測ということをなすことは、税關は非常にむずかしいと思います。したがいまして、少なくとも正確な実績を把握をいたしますれば、将来の予測をやる立場にある官厅の立場とすれば、それがやりや

を通しての、いわゆる流体の石油の在庫調査をやつておりますところの通産省の立場としても、もし違った数字が各事業所から報告をされますならば、税関ではこれだけ入ってきているということとで、相手に対しまして、おまえの数字が正しいのか、正しくないのかということの追跡ができることになるわけでございまして、したがいまして、そういう意味におきまして私どもは、正確な数字を、御指摘のように、関係の資源庁その他の関係省に対しまして、正確な数字を連絡をするという義務は私どものもあると思います。したがいまして、その線に沿いまして対処をしているわけですがございまして、私どもといたしましても、石油問題に関して、いわゆる窓口である税関において、的確に現状を把握するという必要性は、今までよりも以上にみんな気をつけてやっていくこと、こういう姿勢で臨んでおるわけでござります。

て、いま少しいろんなもので、横の連絡を密にして、政府のどこかで情勢判断をして、対策を立てて国民に安心を与えるというような、そういうなふ張りをこえて、一体となつてやれるような、そういうことが考えられてしかるべきじゃないかと思う。これは局長さんがやるというわけにはいかないかもしませんけれども、少なくとも、政治的には、そういう内閣一体の責任論としてやってしかるべきじゃないかと思いますから、過去のことはこうだ。しかし、これからは——私は、まだこれからも食糧の問題なり、あるいは非鉄金属等の問題で振り回されるときが来はしないかというふとを非常に心配しているわけです。ですから、そういうものに対しては、外務省としてはこういうところがなすべき役割りじゃないか、大蔵省としてはこういうことがある。通産省としてはこういうことがある。あるいは農林省としてはこういうようなことで対処していくのだよという、そういうことがすぐになされると申しますか、予測されて、そしてそれに對して、事前に手の打てる対策というものを今後予測される、あるいはまた重油もまだこれからもいろいろと振り回されるときがよい反省というものがあつたじゃないか、こう思つておりますから、少なくとも、そういう対策というものを立てるべきじゃないかなどといふことをお聞きしておられます。

皆さん方に大きな反響を与えましたが、事実におきましては、いま御指摘のようにあまり減らなかつたのであります。その減らなかつた理由は、つまりにすることはできませんけれども、タンカーが満タンせずして帰ってきた、開港したということはきわめて少なくて、ほとんどタンカーは満タンして帰ってきております。それなれば、通關統計とそれから現地の積み出しの速報、その速報は船会社と船そのものと、要するに、輸入商社と、出先外交機関とか、何船はどうだけ油を積んで出たということを知らしてくれば、わが国には七十九日程度の備蓄があるわけでありますから、それに對して、いま船に乗っておるもののはどれだけある、仕掛け品はどれだけあるということになれば、今日われわれが経験したようなあいの混亂はなかつたと思います。それを総合的にまとめ上げていく機関がなかつたために、より以上にあんな混亂を起こしたということは、まことに遺憾であると私は考えております。今後は、エネルギー庁も十分そのことを覺悟しておるようありますし、大蔵省は大蔵省の立場で、通關關係、運輸關係あるいはわれわれ大蔵、一緒になりまして、また、農林省關係の食糧關係もあることなどありますから、いま御示唆をいただきましたよなことで、今後あいの混亂を再び起こさないように、各省間の連絡を十分とつていただきたいと考えております。

は、いわゆる税関で、商社別の輸入量が把握できるならば、いま言つたように、ないないといふ宣伝はあるまいびんとこなかつたんじやないか。おそらくその時点では、政府も各商社ごとの輸入量に対する確たる把握がなかつたんだと思うんですね。そこで、いま局長がおつしやつた輸入量が、税関を通じて入つてくる、その总量はわかるけれども、そのいわゆる受け入れ先ごとの数量がすばやくギャッヂできれば、私は去年のようなことがなかつたんじゃないかと思う。そこで、あなたの言つておられる毎月なり旬ごとの輸入量の商社別あるいは輸入業者別の数量も即時わかるのかどうか。もしわからぬとすれば、これはやっぱりわかるようにななくちやいかなと思うが、いかがですか。

○政府委員(大藏公雄君) 原油に関する限りにおきましては、商社が扱つております数量というものはごく少ないのでございまして、日本全体の輸入量の一〇%以下。商社が扱つている輸入と申しますものは、日本全体の輸入量の一〇%以下の数字を商社が扱つてゐるわけでございまして、石油会社が直接なり、あるいは電力会社なり、こういうようなものが輸入者になつておるものもあるわけでございますが、税関の立場をいたしますと、いろんなものが、申告件数が大体年間二百万件あるわけでございまして、この物資につきましてて、一々輸入者ごとの数字、この輸入者が一体何を幾ら輸入しているかという数字を統計的に把握をすることは、これはほんと物理的には、確かに理論的には可能でございます。理論的にはそれは一々、たとえば丸紅なら丸紅というものが一体何をどのくらい輸入したかということを一々申告書を集計をしてまいりますれば、これができないわけではございませんけれども、輸入者ごとの、何百万件とあるその輸入申告件数を、輸入者ごとに把握をし、統計を作成していくことと、は、実態的には膨大な人間を投人をいたしませんとなかなかこれはむずかしい問題でございまし

て、理論的には可能でございますけれども、現実にはこれは不可能であると言つてもいいものではないかと考えております。

それで、石油に関しましては、商社はあまり先頭でないわけでございまして、全体石油に関しましても、輸入者別に区分をいたしますと、相当多数の輸入者という結果に、申告を出してまいります。ところの者は、相当多數のものになつてゐるといふのが現状でございます。

○茜ヶ久保重光君 私の言つてゐるのは、こまかいいものを含めてじやなくて、まあ大どころ、これは石油業者にしても、商社と言つた中には、そりいへた私の意図には石油業者も入つたということなんですが、まあ、あなたそれだけなんですが、商社とか石油業者とか、大どころのところだけがなんですね。そういつたものがわかられば、いわゆるで、だから、大体、日本の石油を、業界を牛耳るぐらいのもの、これはそらはたくさんないと思ふんですね。あとのこまかなるものはわからぬでも、これはだいたいして影響ないと思うんです、全体に対して。しながら、やはり日本の石油というものを、支配するくらいの量、これは輸入するというものはわからんじやないかと。またわかることのほうが望ましいし、いろんな場合に、いわゆる政府なり、またわれわれ国民もそれを知つていいことは、やはり去年起つたような混乱を起さない、一つの大きな基盤にならうと思ふんですが、その点いかがですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のようだ、たゞえば十くらゐのおもなものが一体幾ら輸入していくかということを把握することは、場合によつては非常に重要であり、これが国民のためとなるという場面もあるかと思います。しかしながら、私どもの立場いたしましては、確かに官内省におきまして、全体の政策を立てる際に、しきなところが一体幾ら輸入しておるかということをつかむことは非常に重要であるかと思いま

けれども、これをたとえれば三井物産なら三井物産、帝石なら帝石というものが、一体幾らの石油を幾らで輸入したかというようなことを、いわゆる職務上知り得た私どもが、申告書に書いてあるわけでございますから、職務上これは知り得るわけでござります。知り得た秘密を守らなくてはならないという、職務上知り得たものを守らなくてはならないといふいう義務が公務員には課せられていて、この点に關しましては、それはもう守秘義務申告をしたかということは、これはもう守秘義務として、公務員は外部に知り得た秘密を発表してはならないという規定があるわけでございまして、この点との関連におきまして、私どもはこれをして、この点との関連におきまして、私どもはこれがどういうふうに対処をするかということに關しましては、非常に微妙な問題がその間に含まれてゐるかと思ひます。したがいまして、私どもは、日本全体として、一体石油が幾ら入ってくるかということは、これは当然の義務として発表をして、この点との関連におきまして、私どもはこれでございません。したがいまして、私どもは、この商社なり、あるいはどの石油会社なりが、どのくらい石油を輸入したかということを個別に発表することは、現段階におきましては、これでできることではないかと思つております。その点、いろいろと各関係官庁とも、法制局なりなんなりの意見も十分に私ども打ち合わせをしておるわけでございまして、守秘義務に抵触をしておるものに關しましては、私どもは個別には、いたすものに關しましては、私どもは個別には、発表し得ない立場にあるということをひとつ御 承いただきたいと思ひます。

ないがと思ひますが、私のいろいろとお聞きして、あるいは石油業者別の輸入量は、これはいま言つたようにお調べになるのだから、当然税金払うのですから一番数量も多い。的確だと思うのです。この間、資源エネルギー庁から去年一年の石油輸入の実績を報告を受けたのですが、それにやっぱり通関の量と対比すると幾らか差があるわけです。それはいろいろなことでやむを得ぬと思うのですが、やはり通関の量のはうが正確だと思うのですよ私どもは。それはそれとして、ですから、それが発表することがいいか悪いかはここで問題にしませんけれども、別な時点でもちろんあります。が、もう一へん最後に聞きたいのは、いまだあなたがおつしやったように、そういうした商社別あるいは業者別の輸入量は早い機会にあなたのほうでは把握できているということだけはこれは事実でしょうね。

月、たとえば帝石なら帝石、田石なら田石といふものが、会社別に、一体この会社は幾ら輸入したかということを、定期的にこれを作成をしていることはいたしておりません。ただ、これは、物理的につくらうと思えばつくれる資料であったことには間違ひございません。

○成瀬幡治君 なぜ私は、輸入量というものが非常に大切だとかいうことで、過般、内の値上がりが非常にあったことがあるわけです。ところが、内はどうなつたかというと、当時、これは農林省関係の検査の問題が一つありました。しかも、その検査は、冷蔵庫等のしっかりしたコンテナの中にびつりパッケージされないと、検査を受けることができないという、そういう問題がございました。たくさん腐らしてしまつたという例がある。ですから、買ったのはたくさん買ったわけですね。たくさん買った。で、輸入はあって、そして国内は品不足で値が上がつたという、そういうことです。そういうことが、過去に石油ばかりじゃなくて、あつたということ。それから、毛がひとつぱあっと来まして、いまこうなつて、いますね。それで、もうどうかというと、みなこうやつて、入ってきたことは入ってきたのだけれども、それが、追跡調査と申しますか、そういうものが総合的な、立体的情勢判断、情勢分析というものが行なわれていながら、業者で、業界で、ないないと言わると、國民は買ひだめへ、買ひあさりへということになるわけです。ですから、せつかく今度のことでは、物価の問題なり、いろんな問題でひとつやろうじゃないかと、せつかくそういうことが内閣の大好きな使命になつておるなら、私は、終需要抑制政策で事が達成されるわけじやがないか。したがつて、これを何か、関税にからんで、関税局長だけに議論するといふのじやおかしいと思います、ほんとうでいらっしゃ。おかしいと思いますけれども、少なくとも、

しかし、数量が的確に把握できるのはことしかないじやないか、だから、ことが柱になつて、いろんな対策とそういうものが立てられていいじやないかと、こう思つておるから、全くおかしいじやないかとおっしゃるなら、守備範囲を越えたオーバーな話で申しわけないと思ひますけれども、しかし、それは経企庁の国民生活局だよと、こうおっしゃればそうかもしけれませんけれども、せつかり税闇でびしと押えた資料とそういうものがあるわけなんです。それがもつと生かされてくることが、行政府の責務じゃないかと、そう思ひますから申し上げておるわけでござります。

これまでにも連日なれない仕事であつた関係上、ちょっとと労働過重という問題で、私どもいかにこれに対処するか、頭を悩ましてる面もあるわけですがござりますけれども、いずれにいたしましても、私どもの義務として、いわゆる保税地域にござりますところの荷物の量は、何が一体どれくらいあるのかということを的確に把握することは、税関の義務であるという判断のもとに、在庫量調査を始めまして、この十一月以来、毎月末にこの在庫量を、一体何がどの程度ありますよといううことを国民に知つていただきために、在庫量調査の結果を毎月末現在の数字を発表することにいたしておりますのでござります。したがいまして、今

なくてはならないということで、関係各省庁による数字を連絡をし、正常在庫と考え方の分を減えるものは、これは何らかの理由によって、買いだめ、あるいは売り惜しみであるかもしれないといふ疑いのもとに、これに対して早期に放出することを強力に行政指導をすると、こういふような手段が考えられるわけでございまして、そういうたよくな、税闇といったしまして、できる限りのこととは物価対策という観点からやりたいと、またやるべきであるというような意欲のもとに考えておるわけでござります。

○成瀬謙治君 あげ足をとるわけじゃないのですけれどもね。一つの開拓を引き下することも物価

にも異論がある問題じやない、これは政治的な問題題でもないと思う。ですから、ぜひひとつ対策を立てていかないと、私は、次にくるべきものは食糧の問題、そしてその次にくるのは非鉄金属の問題、マクロに見れば、だれが何と言つたって、資源不足ということは、文化の発展と人口増から必ず至る問題だと思つております。なるほど人間の革知がありますから、それを克服することはあるだろうと思ふ。されども、進歩で解決していくだろうと思ふ。そういう問題で振り回されては、

• 10 • 江西是大老去西藏

とばかりございまして、私ども今まで税関は、通
関——要するに輸入貨物に関しまして、通關を終
わりさせすれば、そこで税関の責務は終わつたの
であるということで、通關がすでに終わつてし
まつて、税金をいたぐものは、税金を払つてい
ただくものは払つていただいたあとのものに關し
ましては、正直に申しまして、あまり関心がな
かつたわけでござります。

しかしながら、御指摘のように、税関におきま
しては、一体外國からどのくらいの荷物が入つて
きているのかということは、税關においては的確
に把握をしておるわけでございますし、特に保税
倉庫なり、保税工場なりに入つております荷物に
関しましては、私どもは調査をすればこれはわか
るものでございます。したがいまして、世間で物
がないないというときに、保税倉庫なり保税工場
なりといふものに物があるという現状は、物があ
りますよということは、世間の方にも知つてい
だかなければならぬ義務があると、そういうう
斷のもとに、昨年の十一月から、いわゆる保税地
域におきますところの在庫量調査といふものを
税關において始めまして、これは今日まで税關に
おきましては、全く、通關したあとの荷物に關し
ましては、そういう種類の調査をやつておらなか
ったわけでござりますので、なれどおりません
ので、この三ヵ月間ぐらい、税關の連中夜十時

の、しかも発表すると同時に、一体何がどのくらいあるかという数字は、経済企画庁なり、あるいは通産省なり、農林省なり、それぞれの物資担当省に対しまして、この数字を連絡をいたしました。私の感じでは、その調査を、これは大体三ヵ月やつてきたわけでございますけれども、私の感覚では、物が倉庫の中にあること自体は、倉庫というものは物があることが当然でございますから、倉庫の中に物があること自体は非難されるべき事柄ではないと思います。特に穀物その他のの場合は、いわゆる端境期のために備蓄をしておくということはむしろ必要でございますし、物がありさえすれば、これは物価引き下げ要因に役立つといふ面もあるわけでございまして、ただ、その物が、一体何のためにあるのかということの内容を把握のほうがこれは重要であろうかと思いまして、各税関におきましては、相当きめこまかく、その関係輸入業者を呼びまして、一体、これが三ヵ月なら三ヵ月倉庫にあるのは、一体どういう結果は、これに対する連絡を、各省庁に対する連絡をしなくては、これが生かされて使えないわけでございまして、こういうことで、私どものほうでできる限りのことをやりまして、わかつた結果は、これに対する連絡を、各省庁に対する連絡をしながら、その統計を有効に活用してもらおう方策を考えたが、その統計を有効に活用してもらおう方策を考えた

対策としては、まあインフレの中ですから、ちょうど映画の入场税を下げたら、あるいは酒税を下げて、税の下がった分だけひとつ値を下げる、そういうものを告示せなくちゃいけないかねというようなことをやつたこともあります。これが半年ぐらいい続いたけれども、ためになつた。全くフオロアップといふものがされていないところに私は大きな欠陥があるんじやないかと、全く打ち出しけれど非常に大義名分立つてりっぱ、そしてきまる。しかし、あとはすぐまたやるといって、新しいほうへ問題が目が向いていしまつ。やつたことは知らぬよというのが大体実態だらうと思うんですね。ですから、今度こそは、もうそういうことはないよと、今度の中でも、提案理由の中でも書いてありますけれども、生活必需品は下りますよということは、値段が、それだけなんらかの下がらなければいかぬわけです。ところがなかなかなつかしいかぬと思ひますが、理由にはおりはなかなかいかぬかもしれませんけれども、フォロー・アップの態勢、そして総合的な事前対策というものをやついただきたい。ですから、これは、まあ、このことばかりあまりやついてもいけませんから、政務次官、私は、せつかく次席会議等がござりますから、あなたの御答弁等を聞いても、ひとつやるうじやないか、またやらなくなっちゃならぬと、こういうことは、私は全くどうな

全く国民が迷惑で、政治がないじゃないかとう言われると思います。もつといえ、行政もなかなかいいじゃないかと言われる。ですから、この際、ひととつ次官会議等で、みんなしていい知恵を出して、どこか担当の責任のところをきめて、そこへ情報等を持ち寄って、そして、なかなか情報の中にもとるべき情報と、誤った情報もあるだろうと思いまます。ですから、いろんな点をあらゆる角度から検討をして、行政の手落ちで、手おくと被害が国民に及ぼぬよう最善の私は方途を考えておいてもらいたい。いや、方途をやつてただくというふうに、ぜひひとつお願ひしたいと思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(柳田桃太郎君) ただいまの御意見はまことにごもっともござりますので、次官会議にもはかりまして、その方法を確立いたしたいと思います。ただ一つ、石油の問題等で振り返つて考えますときに、石油と食糧は、これはわが国一つは産業経済のエネルギーであり、一つは国民の主食の関係につながるものでありますから、わめて大切であります。今回の石油は、政商社筋も、なお世界各國も、次の月には輸入が激減されるのではないか、さらに削減されると、値段もまた、いわゆる公示価格の引き上げ、行なわれるのであるまいかということを、はどういうふうに確信しておったとい

面んか上前もき民のてど議は といをれ角ツツと山せぬ

が、大きな消費者に対する不安となって、一方は、商社は充り控えをする。一方は買いためをしたいという気持ちが私は起つたと思います。これは大きな資源外交の問題でございますから、御説のとおりに、広い意味におきまして、資源関係の問題をどうするかということを考えいただきなければなりませんが、当面入手得るか、し得ないか、あるいは当面、在庫があるかないかといふような、そのことは、これはもう各省の総力を結集すればわかることでございますので、十分に各省の連絡を確保するような体制を次官会議でも申し合わせをいたして、御説のような進め方をいたしたいと思います。

○成瀬幡治君 特恵関税のことですけれども、後進国家の中に中国に入るか入らないのか。中国

は、そういうことを言うと、プライドを傷つけられるかどうかという問題があると思うのですが、

どういうようにお考えになりますか。

○政府委員(大蔵公雄君) 特恵税率の場合には、

特恵税率の適用を受ける国が、要するに特恵税率の適用を申請してこなければ、これは特恵税率の

適用を申請してこなれば、中国とは貿易協定、その他の関係で何回か折衝をいたしております

適用をおきまして、中国としては特恵税率の適用を受けるつもりはないと、こういう申し入れ

が中国の側からあるわけでございまして、特恵税率は、中国に対しましては適用されないと、こう

御了解いただければけつこうだと思います。

○成瀬幡治君 いまどきくらいござりますか、特恵の適用国は。

○政府委員(大蔵公雄君) 四十八年度におきまし

て、百八カ国でござります。

○成瀬幡治君 輸入総額はどのくらいですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 特恵適用の輸入実績と

いたしましては、鉱工業产品に関しまして、四十

八年度には千三百九十四億円でございまして、農

水産物に関しましては四十八年度——四十八年度

といつてもまだ終了しておりませんから、これは

払つてもらうというものがございまして、要する

に、わりあいに雑貨類の範疇に属するような種類

のものが比較的多いわけでございますが、これも

百八十九品目ござりますので、この中で特恵輸入

の金額といたしまして比較的多いのは、木材及び

その製品それから家具及び寝具、それから銀のか

たまりでござりますね。それから固定または可変

式の蓄電器、アルミニウム製品、おう、セメント、

貴金属、まあそいつたようなものがいまちよつ

と私の表を見まして金額が比較的多のものでござります。これらはいずれも非常に比較的多数輸

入されまして、すでにシーリングワクに到達をいたしまして、その特恵適用がストップをされた品

目でござります。

○成瀬幡治君 これで大体自由化がアメリカとの

関係いろいろございまして、政府としてはござり

ぎりのところへきたというお考えですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 御承知のように、昨年

の七月にガットの新国際ラウンドのための大蔵会

議が東京で行なわれまして、その新国際ラウンド

が、ことしから開始をされるということになつて

おるわけでござります。それで、ただ御承知のようにこの石油の問題であるとか、あるいは現在通

貨の問題がフローしておきまして、通貨の問題

が安定をしないというような問題がございまし

て、率直に申し上げまして新国際ラウンドが、私

どもが考へているようなベースで進行することは

現実問題としてはむずかしいのではないかと考え

ております。私ども、実は昨年の場合は、日本

の国際収支が非常に大幅な黒字をあげていて、

いうことで、要するに通貨のレートの問題との関

連におきまして通商の問題も世界的に相当思

い切つた自由化を進めなくてはならない、という判断

があつたわけでござりますが、石油の問題以来、要

するに、日本の国際収支の将来もかなり昨年あたりには考へられなかつたようなむずかしい問題が

生じてくる可能性があると考へまして、私どもの立場といたしましても、今年度の関税の改正ある

いはその自由化の問題その他に關しましても、も

ろんなるほど自由化していない。そういう品目が

非常に多い。それに対してアメリカが逆手に迫つ

てきておるんだが、逆に日本とアメリカと経済力

を比べれば、構造的に違うわけなんですね。そう

いうのが何か變いかつてくるというのに対し

て、非常にいやな感じが実はしておるわけです。

アメリカのやり方というものは非常に身がつてな

よう受け取られてしようがないわけです。です

から、日本も国権があつてはならないと思います

から、私は、友好関係を失つてはいけないけれど

も、今度特に私は石油の問題に關して、キッシンジャーの發言などを聞いておりますと、何か日本に対しても經濟的な圧力と申しましようか、制裁というようなものを加えるぞという、どうかつ外交めいた手口が弄されておる。そういうものがこういうところにまた出てくるじゃないかという点を危惧しておりますから、局長の決意と申しましようか、方向と申しましようか、あなたは個人の意見をおっしゃいましたけれども、私は、輕々に拡大の方向に追いやられるということについては非常に危惧をしている。ですから、そういうことを申し上げたんですが、ひとついまのような御趣旨を、私はぜひひ貫いていただきたいと思つております。

○成瀬権治君（大蔵省長官） おほと申し上しました
ように、新国際ラウンドが今年から始まるわけでございまして、日本といたしましては確かに、一番、このほんとうの意味におきますする自由な貿易の拡大ということで世界貿易が拡大いたしますことは、日本の国益には合致をする問題であろうかと考えまするが、事態がこういうことになつてまいりますると、必ずしもその自由をこれ以上無差別に押し進めてしかるべきかどうかということは非常にむずかしい判断、国際協調と、これはまあ日本の将来にとりまして非常にむずかしい問題でございまして、新国際ラウンドに臨みます基本的な態度につきましてはやはり日本の国益といふものを土台にして判断をいたすべきであるというふうに考えておるのでございます。今後個別の問題に関しまして、いろいろな問題が生じてくるかと思いますけれども、やはり世界の自由な貿易の拡大という基本的な姿勢をくずすこととは誤りではあるかと思いますが、御指摘のようなことを体しまして、国益をそこなわないような姿勢で、外國との交渉には臨みたいと、かようになっておるわけでござります。

非常に高く売れる。要するに関税を逋脱をいたしまして向こうにもまた密輸入をいたすわけですね——先方の國からすれば密輸入をいたすわけですが、さういふことは、さういふことから、その薬品などか、あるいは電機、光学機械であるとか、こういったようなものが多くなつていて、かよううに私ども考えておるわけでござります。

○成瀬幡治君 その医薬品もやはり……。

○政府委員(大蔵公雄君) 医薬品は、日本は比較的薬屋さんで簡単に買えるわけでございまして、医薬品は先方の國に持ち込みますと、非常にこれには需要が多く、高く売れるというような実態が背後にはあるようでござります。

○成瀬幡治君 密輸入になりますと、食料品が圧倒的に多いわけですが、これは食料品といふとどんなものをどうやって——船一ぱいで全部持つてくるというような割合になつちやうんですよ。

○政府委員(大蔵公雄君) この食料品の中で圧倒的に多いのは酒でござります。要するに羽田の……。

○成瀬幡治君 酒は酒類とあるんだよ、酒類は〇・一%。

○政府委員(大蔵公雄君) 失礼しました。

御承知のように、昨年非常に国会でも問題になつた

○成瀬幡治君 これで最後になりますが、ハイジャックがいろんな意味で出てまいりました、ハイジャック防止については、いろいろと苦慮されおると思いますが、税関関係で、ハイジャックというものは全然無関係な組織体になつておるのか、それとも税関関係がそういう問題について何らかの対策と申しますかをやつておみえになるのか、どうでしょ。

○政府委員(大藏公雄君) 税関が全くハイジャックに関して無関係なわけではございませんで、總理府に、現在、四十八年の八月でございましたが、ハイジャック等防止対策連絡会議が設けられまして、この構成メンバーとして税関もなつていいわけでございます。税関がそのハイジャック防止のために特に協力をする部面といたしましては、要するに荷物が入つてしまいまして、税関の構内にやつてくる前に、構造といたしまして、荷物の中に一体何が入つているかというようなものを、外側からレントゲン透視その他の装置でこれを見つけるような装置を、装備をいたしたり、いろんな空港の管理権それ自体は税関ではございませんですから、税関にはその権限はないわけでございまして、税関は、荷物をたとえば検査をする

たしておこなうが、これは一員として、か、運輸も、運輸されるとします。

○成瀬鷲治　だといつては出るとは、ないといふくてしようらわなき、ちなんで、そこでは、透視でさわないといふでいろいろいふかと思うこと、知らずの策には相

るわけでございまして、
税関等は構成メンバー
は、主として運輸省が幹
事會が主宰——總理府にこ
そいやがられるほど、敵
大臣がハイジャックの場
いうことになつておるわ
思うんです。しかし、片
うがないから、これもし
やならぬといふ、全く二
す。

対策連絡会議でござります事と申しまする合にその長になりますけでございま
うも後進団並み重だつた、それらしいやなものが方では、あぶなつかりやつても律背反的な気持
ものがあれば、うな、いろんなくちやわから
いう方法のことのが原則じやな
は、そういうよ
いじやないかと
なくて、機械で、う、そういう対
いただきたいん

が、まあ価額でいえば、機械器具類が最高のもので、それに続いて薬品類と、こうなつておるわけですね、ペーセンテージの高いものを見ますと、まあ機械器具は、ここに電器があるんですが、一体、薬品類がこんなに多いというのはちよつと、価額の面で多いからですが、どんなものが大体医薬品だというと密輸出されるわけですか。

○政府委員(大蔵公雄君) たとえば、薬品類であるとか、電気機械、光学機械、テレビ、時計、こういったようなものは比較的韓国向けが多いわけでございます。それで、相手が開発途上国の場合に、比較的そういう国々におきましてはこういつたようなものの関税が非常に高い、ということがございまして、たとえば、船員あたりが、これを日本から持ち込みますと、先方の国におきましては

りました豚肉のあの違反を摘発をいたしました。その中の非常に大きな部分は、豚肉の違反摘発が密輸入として掲示をされておるわけでございます。

○成瀬権治君 四十四年は○一ですね、そうすると、豚肉が。まあ豚肉だけに例をとると、豚肉が全部だとしますとね。四十六年が五・八%、四十七年が○一・二に減つてそれで八七・五と、こうなったから、なるほど四十八年は豚肉だということがわかりますが、四十六年のときの五・八というのも、三年間遡及していた、それで豚肉が出てきたのがな。

○政府委員(大蔵公雄君) 四十六年はこの豚肉の事件とは全く関係ございませんで、四十六年が金額がなぜこう大きかったかということは後ほど

ところの、検査場の中におきますことと、それから出国待合室がございます。あすこを税関吏が徘徊と申しまするか、警備いたしまして、拳動不審のような人たちがいた場合に、荷物をあけて拝見をする。また、出るときに荷物を見るのは、これは、別の、税関の人間ではございませんでなければ、税關といたしましては、あすこの出国待合室を徘徊をしたり、あるいは入国の場合に、入国検査場におきまして警備を厳重にして、拳動不審な者を未然につかまえたりする、あるいは厳に税關の検査場に入ってくるところの、荷物の入つてくる通路と申しまするか、いまのそいつたようなところで、この荷物の中身がわかるような透視施設のどのようなものを作成することをいたすと、そいつた面におきまして、税關は関連をい

です。大蔵省の予算もそういうものについては惜しまなくひとつやつていただきたい。しかし、一人でも武器等のものを持ち込まれちゃ全くないへんなんですかね、爆弾持ち込まれちゃたいへんなんですかね、そういうものに対する万全の処置を今後の課題として——いまもいろんなことを私もテレビで承知しておるぐらいしか知識はございませんけれども、もつともっと研究をすればいい対策がとれる。もつともっと金をかければ、いやな思いをさせずに対策というものが立てられるじゃないかというふうに考えておりますので、ぜひひとつ御努力を願うことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○多田省吾君 今回の法改正の理由を見ますと、「最近における内外の経済情勢の変化に対応し、国民生活の安定、國税負担の適正化等に資するため」などございます。そして、内容は、一つには関税率の改正、二つには生活関連物資にかかる弾力國税制度の拡充、三つ目には、各種減免制度の改正等の所要の改正を行なうと、このようにござります。この改正案の基本は、昨年五月に國税率審議会に諮問したものでござりますけれども、十二月に答申されました。これに基づいて提案されることは、特惠関税率を除いて九十六品目でありますけれども、この中には灯油、LPG、燃料用ナフサ、こういった主要な品目が入っております。しかも、原油価格の大額な値上げに伴う石油製品価格の再値上げが決定されるという今日において、これはあとで個々に述べますけれども、個々の物品についても、非常にこれは疑問があると思うんです。これはどのように考えておられますか。

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のように、昨年の五月に國税率審議会に対しまして、最近における経済情勢に対応した関税率をいかにするべきかということの諮問をいたしたわけですが、五月に一応諮問をいたしまして、その後、十二月、答申をいただくまでの段階におきました。昨年の場合、約二十回に近い間、何回かその國税率審議会の委員の方にお集まりを願いました

いろいろと御勉強をいたしました、その結果いたしましたが、昨年の十二月二十六日の答申となつてあらわれたわけございまして、五月の経済情勢を踏まえて十二月に案を作成したということではございませんで、その間約二十回くらい、非常に熱心に御説明願つたことぐらいしか知識はございませんけれども、もつともっと研究をすればいい対策がとれる。もつともっと金をかければ、いやな思いをさせずに対策というものが立てられるじゃないかというふうに考えておりますので、ぜひひとつ御努力を願うことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○多田省吾君 今回の法改正の理由を見ますと、「最近における内外の経済情勢の変化に対応し、国民生活の安定、國税負担の適正化等に資するため」などございます。そして、内容は、一つには関税率の改正、二つには生活関連物資にかかる弾力國税制度の拡充、三つ目には、各種減免制度の改正等の所要の改正を行なうと、このようにござります。この改正案の基本は、昨年五月に國税率審議会に諮問したものでござりますけれども、十二月に答申されました。これに基づいて提案されることは、特惠関税率を除いて九十六品目でありますけれども、この中には灯油、LPG、燃料用ナフサ、こういった主要な品目が入っております。しかも、原油価格の大額な値上げに伴う石油製品価格の再値上げが決定されるという今日において、これはあとで個々に述べますけれども、個々の物品についても、非常にこれは疑問があると思うんです。これはどのように考えておられますか。

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のように、昨年の五月に國税率審議会に対しまして、最近における経済情勢に対応した関税率をいかにするべきか

いろいろと御説明願つたわけございます。國税率審議会の中の議論いたしまして、要するに、ほかの國税はいわゆる國產保護という観点からの國税であるけれども、原油國税に関しては、これはいわゆる財政國税、石炭対策の財源を確保するための國税であるという、現在の日本におきます國税の中では、原油國税は特異な性格を持つておるわけでございまして、特に、昨年の十一月以来原油國税ははずすべきではないかという議論が相当強く國税率審議会の中におきましても行なわれたわけでござります。

しかしながら、現実問題いたしまして、原油國税が石炭対策費としていわゆる石炭特会の財源としてイヤマーケットされておるわけでござります。したがって、一体どうなるのか、非常にわからないとして、そなうして、特にその後半においては、十一月、十二月の経済情勢の変化に対応するような御勉強ですか、それから審議も行なわれた結果であります。なぜならば、今回の國税率の引き下げ品目数も、それにしては非常に答申の内容が、私は、すぐれているんじゃないかなと、このように思われるを得ません。

なぜならば、今回の國税率の引き下げ品目数は、特惠関税率を除いて九十六品目でありますけれども、この中には灯油、LPG、燃料用ナフサ、こういった主要な品目が入っております。しかも、原油価格の大額な値上げに伴う石油製品価格の再値上げが決定されるという今日において、これはあとで個々に述べますけれども、個々の物品についても、非常にこれは疑問があると思うんです。これはどのように考えておられますか。

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のように、昨年の五月に國税率審議会に対しまして、最近における経済情勢に対応した関税率をいかにするべきか

安定や、国民生活関連物資に対する弾力國税制度の拡充にはたして現実に役立つかどうか、これは大きな疑問がありますけれども、私は、今日の国際情勢の中にあるような、国民生活の安定や、国民生活関連物資に対する弾力國税制度の拡充にはたして現実に役立つかどうか、これがまず第一点の疑問でございます。また、提案理由の中にあるような、国民生活の安定や、国民生活関連物資に対する弾力國税制度の拡充にはたして現実に役立つかどうか、これがまず第一点の疑問でございます。

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のように、昨年の五月に國税率審議会に対しまして、最近における経済情勢に対応した関税率をいかにするべきか

ような現状を見通しての改正ではないのではないかと思いますが、これはいかがですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 一番最初に御指摘になつたところの灯油、LPGその他のいわゆる石油製品におきまして、原油國税の一〇%と平仄率審議会の委員の方にお集まりを願いましたと、この問題に

査部会におきまして石油國税のあり方に関する御討論を願つたわけござります。國税率審議会の中の議論いたしまして、要するに、ほかの國税はいわゆる國產保護という観点からの國税であるけれども、原油國税に関しては、これは一〇%に相当する金額ではございませんで、輸入価格から見ますと、大体三七台に平仄が合います。場合におきましても、大体三七台に平仄が合います。すると、ある場合におきましても、製品の場合は、それが物価に直接響かないのではないか、こういうよ

うなお考をもあらうかと思ひますか、豚肉等の場合に、昭和四十三年度以来、ときどきこの豚肉に關しまして、関税の減免措置を一時的にやつてお

下げれば物価が下がってきたという経験値もあるわけですが、いまして、かなり私はこの制度は有効に働く制度ではないかと、かように考えているわけでございます。

○多田省吾君 いまの御答弁の中で、原油重油関税に対する対応としては、いわゆる据え置きということとがとられたわけござりますけれども、その理由としてお述べになつてるのは、石炭勘定として、石炭対策とからんでいるから、原重油関税につきましては、据え置かれたんだと、關税率審議会でも、原油価格の高騰が国民生活に与える影響が非常に大きいということで、税率引き下げ論議が非常に大勢を占めていたんだというようなお話をございました。しかし、私は、やはりこの経済情勢に対応するしかたがそういう理由だとすると、いわゆる審議会にあるよりも、政府の姿勢にあると思うのです。四十九年度予算がほぼ決定したからということで、石炭対策がどうしようもないといふふうなことで、やはり据え置かれたんだと困りますけれども、私は思い切つて、これは予算でありますけれども、経済情勢に対応して修正するとか、そういう英断があれば、私は、こういった問題を解決するのじゃないかと、このように思います。しかし、いま政府は、一たんきめた予算は絶対修正しないと、どんな理由があろうとも修正しないよ

うな態度が見受けられるわけでござります。その結果、こういったいろいろな矛盾が生じてくるんじゃないいか。ですから、政府の姿勢いかんによつては、これはもう減税にも私はできたのしかねないか、このように思います。

それから、石油関税に関しては、從来加工費目で生きるわが国としては、原材料に關税をかけないとい、こういうのが原則であったわけでござります。原油だけを例外にしているわけでござります。これはもちろん石炭対策ということもあつ

われでござりますか。諸外国でも、国内に石油産業を持つアメリカが保護関税をかけておるわけでござりますが、そのほか原油輸入国で関税をかけている国はない。またOAPECでも、そういう石油産出国でも、消費国政府の取り分が多過ぎるという非難を非常に強くしておるわけあります。それをやはり原油価格引き上げの理由にもしているような状態でござります。これらの問題点が審議会でどのように審議されたのか。

それから、政府が先ほど申しましたように、もちろん石炭対策は大事でござります。ですから、予算の修正をしてこの際、原重油関税に関しても免税にするとか、大幅に減税するとか、そういうことができなかつたのかどうか。

それからまた、来年度の改正には、福田大蔵大臣は、衆議院の大蔵委員会でも、引き下げるよう銳意検討したいというようなお話をございまして。これは私は非常にタイミングが悪い、非常におさきに失する、このように思いますけれども、それをどのようにお考えですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 確かに原重油に関する関税をかけるべきかどうかという問題は、これは一つの政策の問題でございまして、関税率審議会におきましても、日本で原重油に対しても関税をかけるのはおかしいではないかというような議論が相当出たことは事実でござりますし、また私どもも原重油に關稅をかけるべきであると考えてゐるわけではございません。しかしながら、御承知のように、現実問題といたしまして、昭和五十一年度まで存続をいたしましたところの石炭石油特会の財源にこの原重油関税というものはイヤマーケティングでおりまして、現実は、大部分のものが石炭対策費に向けられておるという現実がござります。しかしながら、また一方、日本が石油を消費することは、節約をしなくてはならないという事態でござりますが、あることもまた事実でございまして、ほかの国

こそかけておりませんけれども、西欧諸国におきましてはかなり高率の消費税を取っているわけでございまして、消費税と関税とあわせて考えました場合、日本の場合には、大体一バレル当たり三ドル程度の要するに税金を徴収をする。西欧諸国の場合になりますと、これが約一バレル当たり十ドルくらいの税金を石油から徴収するという計算になつておりますと、そのうち関税は、一キロリッター六百四十円という関税はこれが〇・三ドル、三ドルのうちのまた千分の一でございますところの〇・三ドルということをございますて、現在の石油の輸入価格から換算をいたしますと、これが三%程度になつてしまふということです、石炭対策費のために必要であるならば、この程度のものは取つてもいいではないかという意見も一方あつたわけでござります。いろいろな御意見があつたわけでございますが、結局當時、石油の問題に関しましては非常に将来一体どうなるかということを予測いたしましたことが非常にむずかしいときでございまして、この観点から、どうせ政府は四十九年度においてはエネルギーの基本的なあり方に関しまして検討をしなくてはならないのであるから、その際、石油関税のあり方に關しましてもあわせ考え、と申しますのは、同時に、石炭対策をいかにするかということもあわせ考えて、これを考へるべきである。それに対しまして、大臣も四十九年度中には、原油関税のあり方に関しましても政府として必ず考へるからと、御意見を述べられまして、その石油関税審議会におきましても、本年度は一キロリッター六百四十程度の関税であるならば、これを据え置いてもしかるべしという御結論をいたいたわけでございまして、石炭石油特会の五十一年度まで待たずに、四十九年度中に再検討をするということです、今年度は据え置くことにいたしたわけで、その点御了解をいただきたいと思うわけでございます。

理由に候上だけの口実にしてしまるといふ面は、確かにこれは現実問題としてござります。しかしながら、日本の場合には、先ほど申し上げましたように、西欧諸国が大体十ドル程度のものを取つておられます際に、日本は消費税を合わせましても大体三ドル程度で、日本が関税あるいは消費税を取り過ぎるということをOPECが申しているわけでございませんで、その点は、日本がこの程度のものを原油から税金を取つているということに聞いて、OPECが文句をいつてはいるという面はなないのではないかと、かように考えておられるわけでございます。

○多田省吾君 これは福田大蔵大臣は、審議会でも四十九年はこのままでして、四十九年度中に検討したいということをおっしゃったそうですが、まずけれども、この前の衆議院の大蔵委員会では、五十年度からの改正でやっていきたいというような答弁が、検討するという答弁があつたようございます。そうしますとあれですか、局長のお考えとしては、なるべく早い機会に、また関税率審議会にその原重油関税についても早急に諮問して、なるべく早く四十九年度中に答申を得たいと、その結果を、五十年度から改正したいという、こういうお考えでござりますか。

○政府委員(大蔵公雄君) 大臣が衆議院の大蔵委員会で申されておられましたのも、四十九年度中に検討をして、五十年度からこれを改正する方向で考えたいと、こういう御答弁をなさつておられたわけでございまして、大臣の御趣旨に沿いまして、今年度中に関税率審議会におきましても、これは検討をいたしまして、五十年度から改正ができるような方向で対処したいと、かように考えておるわけでござります。

○多田省吾君 で、私は、当然やはり諸外国の例にならつて、こういう原重油関税については撤廃すべきだと、このように思いますけれども、その方に沿つて大臣あるいは局長は関税率審議会にも諮問し、またその線で改正をされていくお考えな

○政府委員(大蔵公雄君) 軽減または撤廃をするという方向で対処すべき問題であろうかと、かように考へております。

○多田省吾君 次に、関税法定率法第十二条関係の、いわゆる生活関連物資にかかる関税制度の拡充についてでございますけれども、昨年及び一昨年の過剰外貨対策としての円対策七項目の中であげられたいた項目の一つでもございます。また、輸入の促進と物価対策の上からも法律改正の時間的ロスを省略する意味でも、行政府の権限によって政令で定めて臨機に応変でくる体制にしたいと、いう意見が強かつたわけでございます。しかし、租税法定主義に触れるということで実用には、この拡充は間に合わなかつたわけでございますけれども、なぜ今回の改正の俎上にのぼつてきたのか、また從来言われていた憲法で定める租税法定主義の論議はどうなつたのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(大蔵公雄君) 確かに御指摘のよう、政府が自由に減免できるようになつて、輸入関税を行はマイナスの方向に働く種類のものでござります。一方、なぜ租税が法定されなければならないかと申しますと、租税は、公権力をもつて国民に対する強制的に賦課徴収の権限を持つものでござります。まして、法律の形式によりまして、国会の御意思によりまして決定されるべきであるという原則が租税法定主義であるわけでございますが、その租税法定主義の中にも、次のような例外が認められておるわけでございまして、これは条約によつて、租税がきめられる場合あるいは地方公共団体の租税につきまして、法律の範囲内に地方の条例によつてきめられることが許されている場合、さらには法律で定めますところの一方法として、法律で命令その他の法形式にこれを例外的に委任する場合、すなわち租税法定率法の十二条に委任されておるような形で、例外的に認められるとはあり得るわけでございまして、こういったような租税法定主義のこのよしな例外が認められておる中に、まあ今回の弾力関税の拡充は、関税の引き下げだけの権限でございまして、これは先ほど申しましたように、関税を引き下げる場合には消費者にとってはこれは有利に働くわけでございまして、関税がこれは引き下げだけに限られていること、あるいは法律上これを発動する場合には、三つの要件が充足されなくてはならないと、緊急事態定をされておるわけでございまして、これが満足される場合に限つて発動されること、さらには、このように、租税法定率法によつては問題がなつた場合は、若干違いまして、物価高騰の事態にかかる可能性があることにかんがみまして、國民生活との関連の非常に高い物資に限りまして、緊急な場合に政令によって機動的に関税を動かすことができるということで、御審議をお願いをいたしておるわけでござります。確かに租税法定主義が昨年議論の対象になつたわけでございまして、それが、關税は、本来国内産業の保護という立場と、それから消費者の利益と、二つの異なる要因を調整しなくてはならないと、こういう機能を持つておるわけでございます。その場合に、關税を引き下げるということ、それ自体は、これは消費者にとってプラスに働く方向のものでござりますし、關税を引き上げるということは、

企業にとって、企業保護という観点にプラスなるという方向に働くわけで、消費者にとりましてはマイナスの方向に働く種類のものでござります。

一方、なぜ租税が法定されなければならないかと申しますと、租税は、公権力をもつて国民に対する強制的に賦課徴収の権限を持つものでござります。まして、法律の形式によりまして、国会の御意思によりまして決定されるべきであるという原則が租税法定主義であるわけでございますが、その租

税法定主義の中にも、次のような例外が認められておるわけでございまして、これは条約によつて、セクションナリズムによつて拡充しなかつたと、このように言われてもやむを得ないんじゃないかなと、このように思ひますが、これはいかがですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 従来認められておりましたところの主要食糧四品目並びに豚肉、砂糖、こういったよしなものを弾力関税制度の対象にしてまいりましたのは、これが非常に国民生活に関連の深い物資であると同時に、たとえば主要食糧に關しましては食管の対象になつております關係上、あまりこの関税という面に關しては問題がなつたことは、それから豚肉と砂糖に關しましてはそれそれ個別の法律がございまして、価格安定帯がしっかりとしているといふ面があつたことで、自動的に、いわゆる客観的な基準によつて関税を減免したり、あるいは関税をかけたりすることが可能なものであったからでございます。

今回その弾力関税制度を拡充をいたしまして、普通の食料品であるとか、あるいは衣料品その他の國民生活と関連の高い物資を対象に加えましたことは、先般國民生活緊急安定措置法が成立をいたしましたて、物価問題が非常に世間の関心を引いてまいつて、将来こういうような緊要時に、その関税を機動的に減免することによつて、物価の安定に資することができればしあわせであると、こういうことから、今回この法律の改正をお願いしておるわけでございます。

○多田省吾君 そうしますと、なぜ昨年からそういうお考えで弾力関税制度の拡充をやらなかつたのかということが問題になります。いままでは、

いまおっしゃったように米、もみ、大麦、小麦、これは暫定税率で無税になつてゐるわけで、實際における減税の見通しでござりますか。――今回改訂された品目は、今年度は大体百億。私どもの計算によりますと、税額にいたしまして百億程度減税されるという計算になつておるわけでござります。関税の四十九年度におきまする関税收入の見通しといたしましては、合計六千八百八十三億円ということになつております。

○多田省吾君 去る二月十六日から関税法定率法十二条の弾力条項を発動されて、砂糖の輸入関税を見通しといたしましては、合計六千八百八十三億円ということになつております。

○政府委員(大蔵公雄君) 御質問は、今回の改訂における減税の見通しでござりますか。――今回改訂された品目は、今年度は大体百億。私どもの計算によりますと、税額にいたしまして百億程度減税されるという計算になつておるわけでござります。関税の四十九年度におきまする関税收入の見通しといたしましては、合計六千八百八十三億円ということになつております。

いまおっしゃったように米、もみ、大麦、小麦、これが暫定税率で無税になつてゐるわけで、實際における減税の見通しでござりますか。――今回改訂された品目は、今年度は大体百億。私どもの計算によりますと、税額にいたしまして百億程度減税されるという計算になつておるわけでござります。関税の四十九年度におきまする関税收入の見通しといたしましては、合計六千八百八十三億円ということになつております。

○政府委員(大蔵公雄君) 御質問は、今回の改訂における減税の見通しでござりますか。――今回改訂された品目は、今年度は大体百億。私どもの計算によりますと、税額にいたしまして百億程度減税されるという計算になつておるわけでござります。関税の四十九年度におきまする関税收入の見通しといたしましては、合計六千八百八十三億円ということになつております。

○多田省吾君 そうしますと、なぜ昨年からそういふお考えで弾力関税制度の拡充をやらなかつたのかということが問題になります。いままでは、

減免または免稅をするという政令を発動いたしました。御指摘のように、最近のロンドン相場と申しますものは、非常に急騰をしておりまして、現在、ことしの場合、現砂糖年度の場合に、安定上限価格が五万四千円、それから関税が四万一千五百円ということで、九万五千五百円までの砂糖が入ってまいりますれば、糖価安定事業団の交付金の場合と、関税を減免する場合と同じ効果があるわけでござりまするが、これをえた価格で日本に砂糖が入ってまいります場合には、関税をかりにまるまる減免をいたしましても、その砂糖の価格は高くならざるを得ないと、こういうようやうな実態があるわけでございます。この減免制度を一応六ヶ月を限つて発動いたしましたのは、砂糖年度がこの九月に終わるわけでございまして、大体六ヶ月たつて新しい砂糖年度が始まる場合には、ただいま申し上げましたところの、安定上限価格の改定もその際には行なわれるわけでござりますし、その際にはやはり減免をする額が違つてしまることになるわけでございましたので、一応それをめどといたしまして、六ヶ月間關稅の減免政令を発動をしたと、かよくなことでござります。

また、世界的に砂糖が非常に急騰をしている現状に関しましては、私どものところにも、農林省なり外務省なりからいろいろな情報も入つてしまつるわけでございますが、まあ一致して考えられることは、まあ現在、これはうそかほんとうかわからませんけれども、まあアラブ諸国が投機的に砂糖を買って付けているからこんなに高くなつてあるのであるとか、あるいはオーストラリアの災害のために砂糖ができるが悪いとかというような情報はござりますけれども、まあ全般的に申しますと、どうも砂糖の要するに生産は、消費をして回つて生産をされるということはほぼ確実ではなきかということで、糖価が、ロンドン相場が、今日のような水準にとどまるということはないのです。ないかというのが、専門家の方々の御意見のようになります。まあ、どの程度にこれがとどまるか

ということに閲ましては全く見当がつきませんし、相当高いところにとどまる可能性といふものはあるかと思いますが、まあ、その場合に、その関税の减免政令を発動する、いかに、いつまで發動するかどうかということに閲ましては、その時点におきまして判断する以外にはないのではないかと、かように考えておるわけでござります。
○多田省吾君 いまの仰せによりますと、現行の原糖の輸入價格免稅点はトン当たり九万五千五百円と、しかし、海外の相場が非常に高騰しておりますから、一月十五日のロンドン相場でもトン当たり二百二十五ポンドといういわゆるばかり高値でございます。これが最高相場であったキーパ紛争時の九十九ポンドの二倍以上にもなつておるわけでござります。この相場でもし輸入しますと、トン当たり十六万円にもなつてしまひますから、九五五千五百円を六割以上も上回る高値となります。これが四月ごろから相次いで輸入される見通しだと聞いておりますけれども、これでは関税を全額的に免除してもこれは焼石に水でござります。そして、わが国の、そうなりますと、関稅收入の一〇%以上を占める一千億円以上の砂糖輸入関稅がゼロになるおそれもありますけれども、この見通しをどのように考えておられますか。

○政府委員(大藏公雄君) 砂糖が世界的に非常に高騰をいたしまして、ロンドン相場が高くなつてゐるということは、昨年の十二月の段階においても私ども情報として知つておつたわけでござります。したがいまして、この砂糖の减免政令を発動しなくてはならない事態がくることが予測されましたので、予算を編成をいたします際に、大体時期におきまして、三百五十億円程度、この政令を發動することにより、砂糖関稅の収入が減少するであろうということで、上期において三百五十億円程度の減収を予測をいたしまして、御承認のよござりに、四十八年度の予算におきましては、大体一千十億円の砂糖関稅を見積つておつたわけでござりますが、四十九年度におきましては、砂糖の関稅が六百五十億円の収入を見込んでおるわけでござります。

さいまして、一応この政令が発動される可能性を予測をして予算も組んでおるわけでござります。ただし、御指摘のようにもしこのロンドン相場が非常に高騰する状態が続きまして、またこの新しい砂糖年度におきまして、いわゆる国内におきます砂糖の安定上限価格というものの改正が行なわれなかつた場合には、その减免をしなくてはならない金額が非常に大きくなりまして、その結果いたしまして、その砂糖關税が、予算よりも少なくなるということは十分にあり得ることではないかと、かように考えておるわけでござります。

○多田省吾君 私は予算よりも少なくなることがあり得るというよりも、こういう高値が続きますかとむしろゼロになるおそれもあるのじやないか、このよう思うわけです。

それからもう一つは、彈力關稅の發動といふのは、結局 国民生活安定のためでございますけれども、こういう高値が続きますと、减免措置によつてもささえ切れいで、安定というよりもむしろ砂糖の値上がりの可能性が強まると思いますけれども、この点はどう考えておられますか。

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のように、現在のような高値が続きますと、關稅を减免をいたしましても、要するに入つてくる平均輸入価格が非常に急騰をいたすことになるわけでございまして、この点に関しましては、關稅面におきましては、もうほんやら打つ手はないわけでございます。したがいまして、關稅以外の手段によりましていかに対策をするかということは、これはむろん主管省たる農林省の所管の問題になるわけでございまして、私どもいたしましては、まあ最も限関稅をゼロにして、できるだけ海外の高値の内への波及が少なくなるということを考えるが、私どもの立場ではないかと、かように考えたるわけでございます。

○多田省吾君 この前は、石油ショックによりまして、石油をいわゆる武器にされましたけれども、商社關係の情報では、さらに資源や食糧までも、特に、砂糖では、ブラジルが、紅茶ではイ

ドとスリランカで、こういうう商品を武器とする動きがお始めていると言われております。こういう石油危機の次は食糧危機だという観測を裏づけるような、砂糖や紅茶の生産国がそれぞれの産品を乱れて、物本位制になる危険性があると言われておりませんけれども、このようなパートナー取引、あるいは国際市場を経ないで、直接販売取引に移行する戦略について政府の見解を伺つておきたいと思います。

○政府委員(大蔵公雄君) 現実に砂糖や紅茶が、石油のようにいわゆるパートナーということで、武器になるかどうかは若干問題があろうかと思います。しかしながら、一般論から申しまして、産油国の石油戦略と申しますか、これが成功いたしましたことによつて、開発途上国の場合におきましても、一次産品についても、これを国際取引の武器にするというような動きが、現実問題として起つてくる可能性はこれはあらうかと思います。

ただ、石油以外の紅茶であるとか、あるいは砂糖であるとかいうようなものの場合には、石油ほど需要の彈力性が低い物品ではございませんし、また代替品もあるわけでござりますから、それはそれなりにいろいろと対策の立てようがあらうかと思います。いずれにしても、食糧や原材料に關しまして、輸出国側が一方的にカルテルを結ぶと申しますが、そういったようなことで、パートナー形式をやつたり、あるいは二国間取引を進めたりと、いうことは、世界経済の健全な発展のために私はども好ましくないと考えておるわけでございまして、先ほども申し上げましたいわゆる今年度から始まるところのガットにおける新国際ラウンドあるいはUNCTAD、OECD、そういったような国際的な会議の場におきまして、この各種の一次産品が円滑な取引の餘々に安定的な増大に向かうという方向で、やはり世界各国が協調をして、これに対処をすべきではないかということ

統制的なものを前提にお考えになつていくのか、この点、まず伺いたいと思います。

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のように、私どもいたしましても、非常に関税率を引き下げるということは、結局、国内産業、同じものをつくつておられる方たちにとりましては、それだけ競争が激しくなるということを意味するわけでございまして、ある程度の犠牲を国内生産業者に対してはいるということになるわけでございまして、確かに日本における輸入が急増をしてございまして、せっかく国内生産者にある程度の立場を調整するという機能を持つておるわけではございまして、せっかく国内生産者である程度の犠牲をこうむつていただいて、関税を引き下げ、消費者の立場を考えた以上は、これが消費者価格にはね返つてこなくてはならないということは一番痛感をいたすところでございます。しかしながら、ここ一两年、せつからく関税を引き下げまして、それがなかなか消費者価格にはね返つてくられませんで、逆に価格が上がってくといふ現象が起つてくることは事実でございまして、この点、私どもが一番悩みといたしておるわけではございますが、私ども価格形成の要因といたしましては、先生も御承知のように、凡百の、おそらくいろいろな種類の要因が相かたまつて価格が形成されていくわけですが、その中で一番大きい要因と申しますのは、需給関係であろうかと思ひます。したがいまして、この需給関係が価格形成の一番大きな要因であるとするならば、関税を引き下げるわけではないかと思ひます。ところが、あまりにもほかの価格押し上げ要因が多いために、なかなか関税引き下げ分が価格の中にこながら、もし関税を引き下げなかつたならば、さ

らに押し上げ要因が一つふえるというようなことになることは間違いない事實でございまして、現実の問題といたしまして、関税がかなり多くの、もといたしまして、関税率を引き下げる

ことは、やはり先般の一法律で引き下げをやりました以降、確かに日本における輸入が急増をしてございましたが、ところが輸入が急増したのは、何も私ども関税を引き下げただけで輸入が急増したものとは考えませんけれども、少なくとも関税の引き下げということも、一つのやっぱり輸入急増のその原因であつたことは事実ではないかと考えておる

けれども、なぜかね、私どもは、価格形成の一番大きな要因は需給であるということで、物価の形成のいらない要因と申しますのは、ものによってまたこれ違つてくると思ひます。特に、石油がこういうようなことになつてしまつると、またいままでと違つた価格形成がなされる可能性は十分にあり得ると、新価格体系がやはりき上がつてこなくてはならないと考えておりますが、そういう対処してまいらないと、関税の特色は、何と申しましても、レートの上げ下げよりも以上きめこまかく関税のあり方といふものに対し私ども勉強をして、これに対するいくわけですが、その中で一番大きい要因と申しますのは、需給関係であろうかと思ひます。したがいまして、この需給関係が価格形成の一番大きな要因であるとするならば、関税を引き下げるわけではないかと思ひます。ところが、あまりにもほかの価格押し上げ要因が多い

ために、なかなか関税引き下げ分が価格の中にこながら、もし関税を引き下げなかつたならば、さ

けですけれども、たてまえは需給関係で価格がきます。それを短絡して言えば、コストの上がり下

がりといふものは、直接価格形成に関係がない。つまり原因としていろいろなことが言えただとして

も、直接の要因としては、コストの増減と価格形成といふのは関係がない。そういう仕組みだとま

ず割り切つて考えざるを得ないんじやないかと思

いますけれども、どうですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 確かに私どもこの自由経済社会のもとにおきましては、需給関係が要するに一番大きな要因ではあると思えますけれども、かりにその需給で価格がきまるといつてしまつても、その場合の供給量というものは、やはりコストプラス利潤によつて左右をされまして、コスト

がかりに低減をいたしますれば、それだけ供給が増大すると、理論的に増大すると認められますので、原材料関税が引き下げられると、原材料コストが低減をすると、正常なそ

の価格形式のバーチャルのものとおきましては、製品価格の安定にその原材料のコストの低減といふものが、製品価格の形成にはね返つてこないはずはないわけですが、その意味におきましては、必ずしもその需給できる、あるいはコスト

プラス利潤で価格がきまるなどと、両方の割り切つた考え方というのはなかなかむずかしいわけ

でございまして、コストプラス利潤の、いわゆるコストが下がれば、それが供給の増加につながるはずであるという判断のもとに、私、需給が主たる要因であるという御説明をいたしたわけでございまして、まあ実態なかなか最近の価格形成の過程を見ますと、私どもも非常に悩む面があるわけでございますが、基本的には、私ただいま御説明をいたしましたような考え方のものと、関税もやはり考えていくべきであると、かように考えておるわけでございます。

○栗林卓司君 いまの御説明の中で、需給関係で価格がきまる、これは確かに二通り最近の議論があるようです。需給の関係できまるという議論

と、コストプラス適正利潤という議論といふの

あつて、それぞれ別個な市場構造を前提にするわ

とは確かだと思います。そこで、価格が需給関係できまるというものを、国際的な需給関係と国内の需給関係と分けて考えると、実は関税というの

は国際的な需給関係にかかわりがある問題であります。それは、まあ一般的な需給関係に直接の影響を持つるもので、国内的な需給関係に直接の影響を持つもので、

あるいは、こう整理をしてあまり大きな間違はないんじゃないかと思ひます。

そこで、話を国内の価格という問題に限つてみると、関税が下がる、あるいは下げる、これと国

内の価格というものを、国内という環境の中で、連動的に見ると、いうのはやはり間違いではないかと思ひます。

あるということは、やはり國內的需給関係では、おつしやるとおりであります。関税が下がる、あるいは下げる、これと国

内の価格というものを、国内という環境の中で、連動的に見ると、いうのはやはり間違いではないかと思ひます。

そこで、話を国内の価格という問題に限つてみると、関税が下がる、あるいは下げる、これと国

内の価格というものを、国内という環境の中で、連動的に見ると、いうのはやはり間違いではないかと思ひます。

あるということは、やはり國內的需給関係では、おつしやるとおりであります。関税が下がる、あるいは下げる、これと国

内の価格というものを、国内という環境の中で、連動的に見ると、いうのはやはり間違いではないかと思ひます。

あるということは、やはり國內的需給関係では、おつしやるとおりであります。関税が下がる、あるいは下げる、これと国

内の価格というものを、国内という環境の中で、連動的に見ると、いうのはやはり間違いではないかと思ひます。

あるということは、やはり國內的需給関係では、おつしやるとおりであります。関税が下がる、あるいは下げる、これと国

内の価格というものを、国内という環境の中で、連動的に見ると、いうのはやはり間違いではないかと思ひます。

あるということは、やはり國內的需給関係では、おつしやるとおりであります。関税が下がる、あるいは下げる、これと国

内の価格というものを、国内という環境の中で、連動的に見ると、いうのはやはり間違いではないかと思ひます。

あるということは、やはり國內的需給関係では、おつしやるとおりであります。関税が下がる、あるいは下げる、これと国

内の価格というものを、国内という環境の中で、連動的に見ると、いうのはやはり間違いではないかと思ひます。

あるということは、やはり國內的需給関係では、おつしやるとおりであります。関税が下がる、あるいは下げる、これと国

内の価格というものを、国内という環境の中で、連動的に見ると、いうのはやはり間違いではないかと思ひます。

したがいまして、その國稅の持ちます役割りは、確かに御指摘のよう、対外關係のほうが大きいことは、これはもう事実であろうかと思ひますが、周辺的には、國內の需給關係にも大きく影響を及ぼさないわけはないはずでございまして、國內關係の需給は抽象して考へてもよろしいということにはならないのではないかと、かように私考えるわけでござりますけれども。

○栗林卓司君 もう少し私伺いたいのですけれども、いまLPGの例を出された。で、LPGガスは、国内の原油精製過程で出てくるものと、LPGとして輸入しているものと両方ある、まあこれが混和されて實際の市販価格になつてくる、まあこういう流通の仕組みだと思います。この最終市販価格について標準価格がきまつておるのは、御案内のとおりでござります。

そこで、国内の輸入原油から精製したものはこれは別としまして、國稅がかかつてませんから、完成品で入れるものは國稅がかかっている。したがつて、これを混和して最終消費者価格になる段階では、コストという面だけで考へると割り安につく。したがつて、この國稅率が変われば標準価格も下に修正する必要があるということになります。

○政府委員(大蔵公雄君) 現実問題として、現在ある標準価格の設定の基準と申しますものが、これは実は私どもも内部におきましていろいろ議論をするわけでございますが、必ずしもその標準価格と申しますものがコストプラス利潤と申しますのでないよう感じがいたします。この一応市場価格を前提として、それが一つのメルクマールと申しますか、そういうメルクマールになつて、なつかつたとえば昨年の十一月あたりの市場価格が現実に基準になつて、標準価格といふものが設定されているのではないかと思います。その結果現在LPGは、御案内のように、一千三百円というLPGの価格が形成されますが、これがかりに國稅が現在提案をいた

しておりますように、八百八十円が五百五十円になりますと、三田三十銭低減をされると、千三百円の中に下がりますと、十キログラム当たりになりますと、三田三十銭安くなることはないことは事実でありますけれども、内閣の御案内によれば、一千三百円といふものが標準価格と申しますものがそういったコスト計算がなされましたと、理論構成された価格であるが、そういう過程をもつて計算をされておりました。私が自信はないわけでござります。したがいまして、少くともこれが押し上げ要因にはならないものが設定をされました標準価格と申しますものが、そういう過程をもつて計算をされておりました。私が自信はないわけでござりますが、現実問題といたしまして千三百円といふものが標準価格と申しますものがそういったコスト計算がなされました標準価格と申しますものが、そういう過程をもつて計算をされておりました。私は自信はないわけでござります。したがいまして、少くともこれが押し上げ要因にはならないものが標準価格と申しますものが、かりに原油の価格が全然今までこれ以上上がらないと、それからが、石油を引き下げれば三田三十銭分だけLPGが下がつてしまつべきであつて、さもなくとも三百円といつもこれが押し上げ要因にはならないと、それからが、石油を引き下げがきく効果といふのは、従来国庫収入に入つていていたものが、石油の流通過程に振りかわる、こういう効果を持つだけじゃないでしょうか。その点が一番気になる。先ほど來の議論もたいへん高い國稅率がかかつていて、大幅にごそと落とすということになると、これは末端消費者価格までいやでもきいてまいります。国際的な需給關係の物の流れについてずいぶん大きな変更が出るかもしれない。それほど高い國稅をかけているわけではない。それほど高く国庫收入が流通過程の収入に振りかわし、下がってきた。それをまたさらに若干いじると、それは、国内の消費者価格にいい影響を与えるのだというたてまえはありますけれども、実際のところは、従来の国庫收入が流通過程の収入に振りかわる、こういう経済効果しか持つ得ないのでないか。絶対そんなことはないといふなら、どういうことか。私は經濟企画庁なり通産省なりには、私ども非常に遺憾でござりますけれども、そういう要因を少なくともなすものであるということは、強く私は經濟企画庁なり通産省なりには、私ども非常に考慮でござりますけれども、そういう立場から強くそういう申し入れをいたすつもりにしておりますけれども、いかがですか。

○栗林卓司君 たいへんその辯護切れが悪くな

格をどうきめたかといつても、よく内容がわからぬ。ある時期の市場価格を見ながら、腰だめでござめた数字であることは事実でしようから、そういった中に、コスト積み上げ的な発想からきた三田三十銭を押し込むということはたいへん抵抗があることはおっしゃるとおりだと思うんであります。ただ、どちらにしても、標準価格といふものと、こういう理論構成にならうかと思ひます。したがいまして、理論的にはまさしくそのとおりで、計算がなされました標準価格と申しますものが、そういう過程をもつて計算をされておりました。私が自信はないわけでござりますが、現実問題といたしまして千三百円といふものが標準価格と申しますものが、かりに原油の価格が下がつてしまつべきであつて、さもなくとも三百円といつもこれが押し上げ要因にはならないと、それからが、石油を引き下げがきく効果といふのは、従来国庫収入に入つていていたものが、石油の流通過程に振りかわる、こういう効果を持つだけじゃないでしょうか。その点が一番気になる。先ほど來の議論もたいへん高い國稅率がかかつていて、大幅にごそと落とすということになると、これは末端消費者価格までいやでもきいてまいります。国際的な需給關係の物の流れについてずいぶん大きな変更が出るかもしれない。それほど高い國稅をかけているわけではない。それほど高く国庫收入が流通過程の収入に振りかわし、下がってきた。それをまたさらに若干いじると、それは、国内の消費者価格にいい影響を与えるのだというたてまえはありますけれども、実際のところは、従来の国庫收入が流通過程の収入に振りかわる、こういう経済効果しか持つ得ないのでないか。絶対そんなことはないといふなら、どういうことか。私は經濟企画庁なり通産省なりには、私ども非常に考慮でござりますけれども、そういう立場から強くそういう申し入れをいたすつもりにしておりますけれども、いかがですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のよな問題、

私、正直に申し上げてあると思ひます。したがいまして、標準価格を一体どういきめ方をするか意見、中間マージンがあえるだけではないかと、実は私もどう考へてもそうとしか思へないものですから、先ほど來お伺いしているのですけれども、おきましたとおり、國稅を引き下げたことの意味が、國民生活に直接反映をされることにはならないと、か

も、確かに国際的な流通関係、需給関係の中で、
國税障壁といふのはどれくらいがよろしいのか。
資源小国日本とすると、輸入関税は基本的にゼロ
であつてもよろしいなんという話もほんとうは出
てもおかしくないわけですね。そういう国際的な
流通関係の中でどうあるべきかという議論は、私
は、関税についてすべきだと思う。それと国内の個
別物価対策という関連で、関税を議論するという
のは感覚的にはわかる。実際には、中間マージン
に国庫収入が振りかわるだけになる。なぜなら、
ここで想定されている市場というのは、統制經濟
市場ではない。標準価格であろうと行政指導価格
であろうと、ある限定された期間を持った臨時緊
急避難的処置です。たてまえはあくまで自由流通
経済という話になると、おっしゃるように関税を
下げて、輸入品がふえます。国内の需給関係が変
わりますということは、ベースとして賛成しま
す。しかし、それはあくまでもそれだけである。
しかも、現在フローしておる状況から見たら、
関税の上げ下げが国際的な流通関係でどのくらい
の影響を持ち得るかといつたら、あると主張する
ほうはたいへんつらい、無理な議論になる。その
意味で、何をもあえてこの際下げることの意味が
あつたのだろうかとさえ思うのです。

そこで、じゃ流通部門、中間マージンに移って
しまうのじやないかということをこうやって申し
上げている一つの理由として、これは御判断を伺
いたいのですけれども、所轄外だったたけつこう
です。現在、いま総需要抑制策で縮めておりま
す。資金の偏在ということが言われている。説明
省略しますけれども、偏在している重要な部分は
流通部門だという印象が私は非常に強い。そこに
もつてきて、従来国庫収入だったものが、中間
マージンに振りかわっていく、これは的確ないま
の時点にかなつた物価対策であり、政策なんだ。
この点はいかがお考えですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 確かに先生の御指摘の
ような問題はあらうかと思います。また、今日ま
で少なくとも石油問題に関する限り、流通部門に

相当資金が偏在していることも事実であろうと思
います。ただし、石油に関する限りは、御承知の
ような原油価格の猛烈な値上がり、値上げ、先方
の値上げによりまして、最近私どものところで
とつておられますところの通関統計によりまして
も、要するに一ペーレル当たり十ドルをこえた石
油が入ってきておるわけでござります。したがい
まして、これは私どもが非常に客観的に理論的に
勉強をいたしてみましても、現在のLPGの場合
にも、現在の千三百円という価格で——石油の副
産物としてのLPGを考えます場合、千三百円で
はどうしても赤字になるであろうという計算は成
り立つわけでござります。したがいまして、これ
は私どもなるかわかりません、私どもそういう衝
にございませんのでわかりませんが、少なくとも
ずうっとこの現在の原油価格ばかりに維持されて
ます限りにおきまして、LPGが現在の標準価格
でそのまま長くとどまるということはなかなかむ
ずかしいのが正直なところではないかと思いま
す。その際に、やはり関税、少なくとも——これ
は確かに非常に金額はわずかでございます、わず
かでござりますけれども、その関税を、政府とい
たしましても、要するに業界に長い間その千三百
円というもののLPGの価格をできるだけ一日で
も長くこの価格で据え置くためには、政府もある
程度の犠牲を払うと申しますか、関稅收入がか
りに若干減りまして、要するに国民生活のため
には犠牲を払わなくてはならないという面もこれ
はござりますし、さらにOPEC諸国が原油の値
上げをやります際にも、原油関稅が日本の場合、
私、先ほど御説明いたしましたように、西欧諸國
に比べましては、決して高いとは考えておりませ
んけれども、幾らかでも要するに、石油あるいは
石油製品にかかる開稅を引き下げるににより
まして、やはりそういったようなものの値上がり
ができるだけ押えていくという方向に政府が姿勢
を示すということそれ自体は、私、重要なことで
はないかと考えるわけでございまして、これが中
間マージンが、あり得べかりし利益がもつと減る

はづのところが、減らなくて済むというあるいは効果かもしれない。されども、私は、効果が全くないということには、やっぱり理論的に課税の引き下げということが海外からの供給の増加ということにつながつてまいります限りにおいて、意味が全くないということはないで、むしろ相当の効果があろうかと、かように考へるわけでござります。

○栗林卓司君 その辺はあまり繰り返して議論はいたしませんけれども、石油のことだけを申し上げているわけじゃないのです。たとえば脱脂綿、ガーゼ、薬用石けん、みんな同じでして、これ脱脂綿にしても、ガーゼ、薬用石けん、それぞれ上がっている。これは生産側、供給側の要因で上がっているものが多いためです。そのときに、小売りマージンというのは変わってきているだろうか。全部調べたわけじゃありませんけれども、小売りマージンというのは、あんまり動かないのです。そうすると、扱い値が上がって率が変わらぬということは、額で見ますと、相当もうかるのです。たとえば一つの例をあげますと、これは、直接これと関係ないかもしませんけれども、去年だけで飼料は三回値上がりしました。二月五日にたしかトン当たり一萬千元から二千円上がる。この過程で、撒っている小売りの荒利というものは、一三から一四%。ほとんど動かない。需給がタイトだということがまず前提にあります。おかげで、大体そのぐらいの荒利というものは商慣習があるのでしょうね。そうすると、中間マージンこの中でどうなのが、というけれども、絶対額で見たら、相當たまつていると思っても間違いない。それを全部標準価格で縛れるかといつたら、そのときには、一番最初にお伺いしたように、どういう市場を今後想定されますかというところならざるを得ない。だから、関税率というのは、これは私の意見ですけれども、国際的な需給関係、品物の流れを見ながらどうすべきかということをまず議論すべきであって、国内価格との影響については、結果として波及することもあるで

あらう、中間マージンにいくこともあり得るであろう、しかしこれは、その他の税制で敷済をするというところに正しく割り切つて立たないと議論がおかしくなる。ですから、ほんとうは、超過利潤云々といつても、大体下でこう切つていくわけですねけれども、これは論外の処置である。ほんとうは少ない所得までおろしながら、その面で救済していくということを初めて、自由経済市場に見合った税制になるんじゃないかといふ気がします。意見ですからこれでとめます。

で、石油の点があるものですから、一つだけお伺いしておきたいと思うんですけども、なぜかといいますと、とにかく政府として、この需給逼迫時ににおける姿勢は見せなくてはいかぬとおっしゃるんですけども、あの弾力関税制度との関連も含めてですけれども、たとえば弾力関税制度を考えてみて、おっしゃっている要件に一番びたつとはまっているものは何かというと原油なんですね。ですから、この原油関税取つてしまふというのが姿勢を明らかに示すとしたら一番正しい。わかりますよ、これは石炭石油特会の関係があるからいいじれない……。しかし、ほんとうはこれは国内の予算編成上の技術問題です。ほんとうに関税を論ずるなら、私は、何をさておいても原重油関税は撤廃に近いところまで持つていくべきである、それが今回この改正案を提案された趣旨に一番かなうんじやないかといまでも思っておりませんけれども、この点について御見解を伺つておきたいと思います。

財源になつておるわけでございまして、これを途
中でその関税を引き下げてこの収入を減らすとい
うことはできなかつたわけでござりますが、この
問題に關しましては、先ほど来御説明いたしまし
ておりますように、四十九年度中にエネルギー全体の
あり方と同時に、エネルギーに対する関税のあり
方というものを議論をいたしまして、明年度まで
にはあり方を考えるということを大臣も、大蔵委
員会においても答弁をいたしておりますところでござ
いますから抜きますが、弾力関税の問題に關しま
しては、確かに、もし原油関税がほかのものにか
かつておる関税と同様にいわゆる国内、要するに
国産保護と申しますか、国内産業保護のための関
税であるとするならば、当然その原油が、もともと
おそらく原油は関税がかかっていなかつただろう
と思います。したがいまして、この原油関税だけ
は、これは財政関税としての特別な関税でござい
まして、これはほかの関税と同一の場で議論をす
ることのできない種類のものではないかと思いま
す。したがいまして、原油関税に關しましては、
この弾力関税制度のワク内に入れることはできませんと
いかと思いますが、ここでお願ひをいたしますと
ころの弾力関税というものは、もう非常に緊急避
難的な場合を想定いたしておるわけでございまし
て、いま一体それでは頭の中で何を考えているの
かというかりに御質問があつたと仮定をいたしま
しても、私この場でこれですといふことを申し上
げることは非常にむずかしいかと思います。と申
しますのは、日常生活品その他に關しましてはか
なり関税が非常に低税率の関税になつておるかあ
るいは無税になつておるかということで、この対
象になりますのは相当かなりの関税がかかってい
て、かつ国民生活に直接深い密接の関連があるも
のであって、さらにつきこの法律をお願いをしておる
ような三つの要因を充足させなくてはならないと
いうことござりますから、かりにもし紙なら紙
と申しますものが、まあある一定時期に非常に高
くなつたと、したがつて、これは緊急に発動一
国会も開かれていなければ緊急に発動しなくては

はもちらん対象になるうかと思います。しかしながら、私どもが考えておりますのは、緊急避難的なものであるということが最も重要な要因でございまして、かりにこれが三ヵ月ごとに政令による引き下げを継続をしてまいりまして、その状態が一年以上にわたって続くと、こういう場合には、当然その次の国会において、その紙なら紙のものの、関税の引き下げそれ自身をお願いをするということにならうかと考えているわけでございまして、これは、緊急避難的な、一時的に引き下げることによって輸入を急増をさせて、国内の物価引き下げに役立たしめるという趣旨が、この法律をお願いしたほんとうの目的でございまして、そういう意味におきまして、私は、この規定を設けていただきまして、国民生活にとりましてプラスの方向に働くと、こういうふうに考えるわけでございます。

○渡辺武君 いま大島純、村山紘、しばり、それから西陣など、伝統的工芸品産業が、韓国産の模造品、模倣品の輸入によって大きな打撃を受けつあります。

現在参議院の商工委員会に、衆議院から送付されて付託されております伝統的工芸品産業振興法案がありますが、これは、わが党も参加した五党の共同提案によるものであります、もちろんこの法案には私もとより賛成でありますけれども、残念ながらこの法案には、外国からの模造品の流入から、伝統的工芸品産業を保護する明確な規定が盛られておりません。しかし、衆議院の採択にあたっての附帯決議の第七項を見てみますと、次のようなことが書かれております。「伝統的工芸品類似の外國製品の輸入及び販売に対しても、伝統的工芸品産業の存立がおびやかされることのないよう十分対処すること」、こうじょうふうにうたわれております。

では、これは何うまでもないことだと思いますけれども、政府は、当然この法及び附帯決議の趣旨を尊重すべきだと思いますけれども、どうで

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のとおりであります。
○渡辺武君 それでは、これから伺うことについ
てその趣旨で御答弁いただきたいと思ひますが、
まず最初に伺いたいことは、韓國産の油、それが
らまたいわゆる韓國産の本場大島紬ですね、これ
の輸入量はいまどのくらいになつておりますか。
○政府委員(大蔵公雄君) 韓國産の大島紬は通關
統計上は絹織物の分類に入つてゐるわけでござい
ます。統計品目番号で申しますと六五三一一
九、それから税表番号で申しますと五〇・〇九の
二、これが絹織物の分類でござりますが、この分
類の中に入つてゐるわけでございまして、その絹
織物の分類の中には、大島紬のほかにめいせんで
あるとか、しゅすであるとか羽二重、こういった
ようなものが含まれておるわけでございまして、
大島紬だけの輸入実績と申しますものは把握でき
ないわけでござります。しかしながら、私ども、
確かに、先生御指摘の韓國産の大島紬に關しまし
ては、いろいろな問題が昨年来生じておることは
承知をいたしておりますので、税関におきまし
て、大島紬あるいは本場大島紬というような表示
のある韓國産の大島紬に關しましては、昨年の四
月以降その輸入実績を、各税關で手集計をいたし
まして集計をいたしておるわけでございまして、
それによりますると、四十八年の四月から四十九
年の二月すなわち約一ヵ月間でござ
いますが、四十八年の四月から四十九年の二月ま
での輸入許可分は件数で二百二十一件、数量で十
五万八千六百六十一平方メートル、金額で五億七
千八百八十六万九千円でござります。
○渡辺武君 十五万八千六百六十一平米といいま
すと、反にしたら何反くらいのものですか。
○政府委員(大蔵公雄君) 三万四千七百九十四反
でござります。

○説明員(佐藤兼二君) 私どものところでもチニックはしておりますが、いまだはつきりした数字は得ておりませんが、大体三万近くの数字じゃないかと、反で申しますと、三万反に近い数字じゃないかと考えております。

○渡辺武君 私が調査していただいて、あなたのほうからいただいたこの資料によりますと、四十八年、袖全体五万反のうち、これは輸入状況ですが、大島袖の。本場大島袖は一万五千反程度と推定されるという資料をいただいているんですよ。いまおっしゃったその三万四千七百九十四反というのは何に該当しますか。

○説明員(佐藤兼二君) 私のほうといたしましては、チェックはしておりますが、先ほど申しましたように、確定的な数字じゃなくて、特に、先生がお手持ちになつておられます資料は、それは先週私が大島のほうに出向きました際、現地の直接その仕事に携わっている方々等の御意見を伺つたときの線でござります。

○渡辺武君 そうすると、いまの三万幾らというのは、本場大島袖と言われるのですか、それとも大島袖全体ですか。どちらですか。

○説明員(佐藤兼二君) 私が申しましたのは、三万反というのは大島袖全体と考えられる点まで広げて、確定的じやありませんが、一応のめどとしてはそういうふうに考えておるわけでございます。

○渡辺武君 どうもはつきりしませんねえ。それじゃ、韓国での袖の生産状況ですね、これはどんなことになつておりますか。これは通産省 大蔵省とも伺いたいと思ひますけれども。

○説明員(佐藤兼二君) 韓国の生産状況に関しましては、きわめて把握しがたい状況にあるわけでございますが、私どもが得ました情報によりますと、袖全体としまして大体六万七千反ベースの生産を向こうはやっておるんじゃないかというふうに推定しております。

○渡辺武君 生産の態様はどんなふうな形になつていますか。

○説明員（佐藤兼二君） その点は、先ほど申し上げましたように、生産能力等々を含めまして、十分わかりかねる点があるわけでございますが、私たちが得ました情報等だけをベースにしますと、事、大島紡に關しましては、糸から織物まで一貫した生産体制をとっているものというのも完全ないわけではないらしいと。ただし大かたは、日本からの原料糸を輸入して、それをもとにして織り、これを日本向けに輸出しておるというのがその態様のようでござります。

○渡辺武君 大蔵省のほうでは、この点わかりますか。

本場大島紬が一万五千三百反、それから村山紬が八千三百反、その他二百反という状況になつておりまして、この三社に関する限りは、いわゆる本場大島紬、これに生産を集中しつつあるという状況だそうであります。

なお、ついでに申し上げておきたいと思ひますのが、いまお話をあつた原料の問題でありますけれども、村山紬については、もう韓国内の紬生産業者がほとんど原料から製品まで一貫生産体制をとつてゐるという状況だそうです。ただそこにはいわゆる本場大島紬ですね。これについては先

分に向こうは競争力を持つてゐるという状況になつてゐると思ふんです。さて、その韓国の方の紡業者に原料を供給しているものですね。それからまた、向こうから製品を買って、こちらへ輸入をしている人たち、これにはかなり大きな商社が加わつてゐる。中心になつてゐるといふと、いわれておりますが、その辺は調べておられたようか。

○説明員 佐藤兼二君 その点は現地でもそういう話を聞きましたが、現地でさえも、その専門家の方々がチェックしてもわからないという状況で、残念ながら私どもも全く同様な状況にございました。

うに、「政府では、輸出産業支援策の一環として金融および税制面での支援をしているので、これはその他産業部門外と同一である。」というが第一にうたつてあります、一番最後のほうにこういうことが書いてあるんですね。「政府の資金支援内容は次のとおり」としまして、「融資金額、総建設所要資金の三〇%」それから「融資期間、三年間据置、五年間分割償還」「利子、年八%」ということです。金融税制面の支援をしながら、この大島紬の生産をかなり急速に振興しようということをやっているという報告が出ております。

それから特に、いま韓国が、和製織物振興五力三十面で、いろいろとさわって、もう二つ以上日本字じ

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

○渡辺武君 ここに奄美大島紬協同組合が、ジエトロに頼んで、韓国の紬産業を、「大島紬の生産状況及び輸出状況」という調査してもらった報告書があるんです。この報告書を見てみると、いま通産省からお話をあつた点よりもかなり詳細な調査がなされているわけですね。やはり私は今度、法案も、まあこの参議院でおそらく成立するだろうと思いましてね。やはり伝統的工芸品産業の今後の振興はもとよりですけれども、保護をするといふ見地からしましても、もうすでに村山紬などに大きな打撃を与えてきているですから、よっぽり相手方の実情なども正確につかんで、それに対処するというふうにしていただきたいと困りますね。

ほで申しました三慶物語と演説稿篇この二社も
もうすでに原料の生産もできるようになつてし
る、いわゆる一貫体制をとつて、急速にこの生産
を拡張しようという方向をとつてゐるようであ
りますが、その他のこの紡業者では、まだ原料の生
産までいってないと、原料を日本から輸入して、
これを購入しているといふような状況。もうかか
り、したがつて、原料を除けば、向こうの技術体
制と生産体制といふのはかなり整つてしまつ
たことが、このジエトロの報告を見ますと大
分にうかがえるわけです。これは非常に私は重
い問題だと思うのです。そういう状況のもとで、
韓国の賃金は非常に安いといわれておりますけ
ども、その辺の状況は御存じでしょうか。
○説明員(佐藤兼二君) まあ業種なり、その置
かれている場所、その周辺等によつて賃金の格差は

○邊辺武君 それは非常に残念ですね。私は奄美大島で伺った話では、三井物産ですね、丸紅、伊藤忠、蝶理と、こういうようなところが韓国に技術、原料などを輸出して、そしてつくらしていくと。もちろん、それが表面に立ってやっているというのじゃなくて、ダミーなどを使ってやっているという話でありましたが、ジエトロのこの報文中にも、三井物産と丸紅、これが中心になつてやっているんだと。韓国の中に従来からかなり規範な市場網を持つておつて、そしてやつてあるだといふようなことをはつきりとこう書いておるわけですね。だから、もうばく大な資金と、そこで機構を持つておる大商社が、意識的にこういふことをやつておるというような状況であります。これは私は日本の伝統工芸品産業にとつて

年語彙としないでおきめでしておられるとおもひます。それで、その内容などもわかつたらおつしゃっていただきたいと思います。

○説明員(佐藤兼二君) 一九七一年から向こう五年間の、向こうの政府の商工部が織物等に関する輸出の見通しといふものを公表しておるということは承知しております。

○渡辺武君 その内容はわかりますか、この紹について。

○説明員(佐藤兼二君) 見通しによりますと、一九七三年では六百万ドルという数字をあげております。それから最終的には、太体四千五百万ドルぐらいというような目標をあげておるという状況でござります。

○渡辺武君 どうもまことにうつきりしない状況ですね。現地の人たちの書いたものの中に、こう

で、若干このジェットロのこの報告の中身について簡単にまとめて申しますと、こういうことになっているのですよ。一九七三年の実績ですけれども、メーカーが三十社、それからそれに下請が約五十余社ということで相当数が多いですね。で、特にその中の主要十四社ですね。これらの織機の台数は三千九百四十五台で、この十四社だけで五万二千八百八十分の大島紬を生産しているという状況です。特に、その中で、三慶物産それから漢陽紡織それから中原商社、この三社が特にまあいわゆる本場大島紬の生産ではトップに立つ

○渡辺武君 この奄美大島の人たちが調べたところによりますと、二十歳前後の若い労働者が月万二、三千円の賃金だと、日本の円に直して、た十二時間労働で働いてくれるというような状況でしてね、賃金が三分の一、もしくは四分の一の程度で、しかも、労働期間が非常に長いというような状況でつくっているわけですね。これはもう

は、非常に重大な問題だらうと、いろいろに考へるわけです。
で、もう一つ伺いたいのは、韓国政府が、こゝ韓国における紬の生産について援助などをやつしている、あるいはまた将来の発展について計画を持っている、あるいはまだ状況だそうでありますけれども、その点についてはどんなふうに把握しておられますか。

○説明員(佐藤恭二君) 現在のところ承知してりません。

○渡辺武君 このジエトロの報告の一番最後の

いうことが書かれております。「韓國政府の通産省にあたる商工部が昨年六月「和製織物の輸出目標と実績」という計画を発表していますが、七二年の実績に対し、七六年の目標は、続りの場合は横ばいで五千万ドル（一五〇億円）、白生地、染吳服は二億ドル（六〇〇億円）ですが、紬は七二年の五百万ドル（一五億円）を四千五百万ドル（三五億円）と九倍にしようというのです。紬のは村山大島をふくんでいますが、村山を本場大島に切り替えているといいますから、本場大島はこの倍率以上のテンポで増産されているということ

であり、昨年は早くもこの目標を達成したといわれています。」と、こういふことで、相当の生産に重点を置いて、従来のしぶりとか白生地とかいうものの生産から、この紬のほうに着々と転換をはかっていく。しかも、その中でも本場大島紬ですね。この生産の増強テンポを大幅に引き上げていくというが韓国政府の五ヵ年計画の主たる内容だというふうに考へることができると思うんです。

それで、すでに村山紬、結城紬、しぶり、これらの产地が、韓国産の產品の進出によって大きな被害を受けているということについてはもう申し上げるまでもないと思うんですけども、本場大島紬ですね、これにやはり韓国産の紬の今後予想される急速なこの流入というものが、大きな打撃を与えるのじゃないかというふうに思われますけれども、その辺はどういうふうに考へていらっしゃいますか。

○説明員(佐藤兼二君) 現地でも、大島紬と称して日本に韓国から物が入ってくるというもののよつてきたる原因はどこかという反省が、非常にいまなされております。で詰めますと、一にかかるわけです。それが回り回つて大島紬の韓国からの輸入ということに相なるわけでございますので、地元といたしましても、特に本年に入つてからは、自衛運動というものが急速に進展しております。先週私が参りましたときも、全く共同一致して、自分の首を縊めるようなことがないようあります。

○渡辺武君 現地に調べに行かれたそうで非常にけつこうなことだと思うんですけれども、通産省からいただいた調査の「本場大島紬产地概況」

これを見てみましても、大島群島全体の主要産業、カンシヨ産業は年産額三十五億円だが、大島紬の年産額は百二十億円だと。そして、大島紬の群島内の地位は、事業所数では七九%を占め、従業員数では七四%を占めるという数字がはつきりと載っているわけですね。私も現地へ行って聞いてみましたが、とにかく全群島で一万五千人の人が、これが紬産業に従事しておるという状況なんですね。

問題は、確かにいまおっしゃいましたように、原料が向こうへいっている、それを抑えるという

点も一つの大問題だと思うんです。しかし、私は、向こうから入つてくるという点を水ぎわで防ぐということも非常に重要な問題じゃないかと思うんですね。

これから先、その点について幾つか伺いたいと思ふんだけれども、こういう点について、つまり大島紬産業を外国の模造品の進出から守るという点で、通産省としてはどういうような政策を考えていらっしゃいますか。

○説明員(佐藤兼二君) 原産地等のまざらわしい表示をするものに対しまして大蔵省とも協議をしておりまして、そして的確な処置をしているとい

う状況にございます。

○説明員(佐藤兼二君) 表示をするものに対しまして大蔵省とも協議をしておりまして、そして的確な処置をしているとい

う状況にござります。

○渡辺武君 それじゃ、まずさつきおっしゃった原糸の輸出ですね、この問題について、確かにいま申されたように、輸出あるいは輸入問題とい

う問題、何とか自主規制しようということで、

全力をあげているというのが実情ですし、それから私ここに持つておりますけれども、名瀬市では大島紬検査調査員の設置に関する条例というのを

市条例としてつくろうとしておるんです。これ

は、この検査調査員というのを名瀬市の観光商工課に置いて、そしてこの大島紬の生産、流通、販売価格の状況に関して情報を収集する。場合によつては立ち入り検査もやる。そして原料の糸などを韓国に充ててあるというような業者があれど、これに対する中止を勧告する。勧告をしてみましたが、とにかく全群島で一万五千人の人が、これが紬産業に従事しておるという状況なんですね。こういう状況のところへ、韓国産の紬が入つてくる。今後急増するという可能性があるわけですから、これは私はたいへんなことだと思うんですね。

人が、これが紬産業に従事しておるという状況なんですね。こういう状況のところへ、韓国産の紬が入つてくる。今後急増するという可能性があるわんですね。

問題は、確かにいまおっしゃいましたように、原料が向こうへいっている、それを抑えるという点も一つの大問題だと思うんです。しかし、私は、向こうから入つてくるという点を水ぎわで防ぐということも非常に重要な問題じゃないかと思うんですね。

これから先、その点について幾つか伺いたいと思ふんだけれども、こういう点について、つまり大島紬産業を外国の模造品の進出から守るという点で、通産省としてはどういうような政策を考えていらっしゃいますか。

○説明員(佐藤兼二君) 先ほど御説明いたしましたように、よつてきたるところは、大きくはその原料輸出というところに依存して、それが回り回つてということなわけでございますが、やはり置かれている国際的な環境等々も考えあわせますと、より基本的には、国内の産業体制そのものを、体質の問題を特に重点を置きましてこれを強化改善するということがより基本的だと考えております。ために、先ほど先生御指摘になられましたように、伝統工芸産業の振興法、それから奄美の振興法、それから私ども御提案させていただきますような織維構造に関する法律の改正なども、ものをここにしまして、その体質の強化というところをはかっていきたい。これが基本的な姿勢だと思います。ただし、御指摘のように、並行的に、いま申されたように、輸出あるいは輸入問題といふ問題、何とか自主規制しようということで、

決意を持って、自衛運動をやつておりますので、地元だけの手ではないかぬわけですから、関係する業界等にも、私のほうからそういう趣旨を伝え、協力を要請したいと、こういふふうに思います。

○渡辺武君 それは非常にけつこうなことだと思いますが、しかし、いまの商社の性格からしますと、なかなか行政指導していただいても、うまくいかぬということが当然予想されるわけですね。私は、一つ提案があるんですけれども、輸出貿易管

理令の第一条の第一項及び六項。特に六項は、国民経済の健全な発展をはかるために、輸出の制限をすることができるというような趣旨のことが書いてあるわけですが、これ活用し

があるんじゃないかなと思いますけれども、その点どうでしょう。

○説明員(佐藤兼二君) 事柄は原料の輸出を規制するということです。国際的にもなかなか問題があることだと思います。そのことは、また他品目への波及の問題がありますし、それから、より具体的

的に考えてみましても、国際協調の問題を考慮すると、思ひます。その辺を総じて見て慎重に検討して対処するべきではないかというふうに考えます。
○渡辺武君 これは、とにかくいま申しましたように大島紬産業の存立にかかる危険な事態だと思います。さつきも言いましたけれども、韓国の今後の生産目標というものは、これは紬は、日本の円に直せば百三十五億円というようなところでしょう。しかも、七六年までにそれやり遂げようと、こういうことでしょう。昨年の生産実績が大体本場大島紬で約百五十億円といわれているわけですから、ほぼそれに拮抗するぐらいのものをつくって、日本に輸出しようと、いうような状況ですから、いまのうちに私は手を打たなければ、非常に危険だと思うんですよ。ですから、この点について、特に、「云論的工芸品」

産業の振興法、これも近くもう參議院でも採択されるでしようし、成立は十分予想されるわけです。特に先ほど申しましたように、衆議院の商工委員会の附帯決議があつて、そして、存立を危うくするようなことについては十分対処するといふような趣旨のことになつてゐるわけですから、あなた方としても、この点は特にやつぱり本氣で考えていただきたいと思うんですが、どうでですか？

○説明員(佐藤兼二君)　まさに御指摘の気持ちを受けて私も現地に飛んだ次第であります。まあその点はしつかりやつてみたいと思っております。

○渡辺武君　次に、今度は製品の輸入の問題ですけれども、特にこれを水ぎわで抑えるといふことと、私非常に重要だと思うんです。それで、先ほどおつしやつた不当表示の問題ですけれども、とにかくこれもやらないよりは私はやってけっこ

だと思うんです。しかし、やっぱり表示が多少違つて、これは韓国産だといふことがもしはつきりわかつたとしても、消費者の立場からすれば、こゝま安っぽうが可いって買って貰へやすくな

されに至るが似たうの貿易を基礎にして、本邦の輸出を増加するためには、政府の援助などを受け、急激に日本に輸出をふやしていくというような製品について、私は、水きわどこれを防ぎとめなければ、これは大島紬の今後の存立という点で非常に深刻な問題になつてくるんじゃないかというふうに思うんです。

そこで、私のほうから提案ですけれども、いま

組の課税率は八%の暫定税率となつてていると思ひますけれども、これは昭和四十七年十一月のいわゆる円対策としてとられた対外経済関係を調整するための租税特別措置法等の一部を改正する法律、これに基づいて八%ということになつてているかと思いますが、これを、いま申しましたような状態でありますから、もとの一〇%に戻したらどううかというふうに思いますけれどもどうでしょ。

大島紬、八%になつてゐるわけござります。大島紬の場合、他の綿織物と区別することは非常にむずかしいものでございまして、したがつて綿織物全体としてこれは対処せざるを得ないものだと思ひます。ただ綿織物全体として考えます場合に、その輸入状況——確かにわが国、昨年まで非常に需要の伸びがございまして、輸入があふえていることは事実でございますが、その数字は、昨年の

六月をピークといたしまして、現在のところ絹織物全体といたしましては、減少しているわけですが、いまして、輸入の伸びが減少している時点においてまして、一律二〇%のカットの措置を停止をいたしまして、さらにもとに戻す、一〇%に戻すということは、なかなかこれはむずかしい問題ではないかと思います。この中で大島紬だけを一律二〇%カットを停止をしてあれするということはむずかしいことでございまして、絹織物全体とし

て、列国に対しましても、いわゆる協定税率の提

示がしてございます關係上、どうも大島紬だけを停止をするということは現実問題としてはまずかしいのではないかと、かように考えるわけでござります。

の二を読みかえで、そして、読みかえ規定によりますと、こういうことになつていましよう。一外國における価格の低落その他予想されなかつた事情の変化により、特定の種類の貨物の輸入が増加し、当該貨物の輸入が、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当な損害を与え、又は与えるおそれがある場合において、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、「こと」といふことで、もとへ戻してもいいと、そういうことになつてゐるわけですね。提案理由の説明のときにもたしか、そういう説明があつたと思うのです。ですから、まさに、韓國産の大島紬の流入によつて、大島紬産業が、いま言つたように、「相当な損害を与え、又は与えるおそれがある場合」という時点にいままでここ来てはゐるわけですね。ですから、これは暫定

指置ですか。大島紬は、大島紬の綿織物産業についてもそういう事態があればまた当然それに含めなきやならぬですが、私はいま特に大島紬のこととを問題にして申し上げているんで、大島紬についてやはりこの点を検討すべきじゃないかと思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 御指摘のようだ、一律

二〇%の措置は、私、ただいま先生がお読みになりましたような条件に該当している場合にはこれよりましたよなに停止をしてしかるべきものだと考えます。ただ大島紬の場合、先ほどちょっと申し上げましたように、大島紬だけの関税——税目上から申しますと、大島紬という税目があるわけではございませんで、絹織物としてあるわけでございまして、大島紬だけを絹織物の中から取り出しまして、大島紬だけの特別な税目を設けるということ

は、これはなかなか現実問題としてはむづかし

い、したがいまして、停止をするのであれば、織物全体をつまり一律二〇%カットの停止をしなくてはならない。その場合に、たとえば絹織物全体の輸入が急増をして国内産業に相当の損害を与えると、たとえば、日本の国内生産が非常に落ち

込んできてしまっているというような事象であるとか、組織物全体として非常に輸入が急増しているかと申しますと、全体といたしましては年の六月をピークといたしまして徐々に減少をしてきていると、こういう現象があるわけでございまして、こういう観点から申しますと、一律二〇%のカットの措置を停止をするということことは、なかなかむずかしい問題ではないかと考えますし、それからかりにいまの大島袖——私どもこの大島袖に興しましては問題があることは十分承知しておりますので、あれですけれども、要するに二%——かなりに入れるところを一〇%にいたして問題が解決する問題ではないかと思います。これは大体市販——百貨店で売り上げられておりますのもほぼ倍、半分値段が違うわけでございまして、税率の問題ではございませんが、かりに日本が一律二

○%停止をすることによって、外国は正式には文句を言ってこれる種類のものではございませんけれども、かりに一つの品目でも、こういう停止の措置をとりますると、その際にはその理由なり何なりというものを、相当ガットその他の場においては説明をする必要があるというようなこともありますして、なかなかこれは、関税をもつてこの大島紗問題を対処するということはなかなか一

いわゆる労多くして効が少ないと申しますか、そういう種類の問題ではないかと、かように考へてるわけでござります。

○渡辺武君 私も、八割を一〇%に上げたくらいで、とても防げるものじゃないということは承知しております。承知しているけれども、最低限の処置として、このくらいのことはやつたらどうだという趣旨で言っているんですよ。その点について重ねて御答弁いただきたい。

それから、時間もないのに、あとの問題も若干含めますけれども、関税率でむずかしいとおっしゃいましたのですけれども、先ほど申しましたように、韓国の低賃金、これはものすごいものでして、この労働条件がやっぱり韓国の製品の安い価格での流入ということの重要な条件になつてゐるわけですけれども、この点について、関税率法の第九条の不当廉売関税、この問題を検討したらどうかと思いますけれども、その点どうでしょうか。

それからもう一つ、ついで伺いますけれども、さつき申しましたように、ジエトロの報告の中でも、韓国産紬が、韓国政府の援助を受けているということはもう明らかのことですね。したがつて、関税率法第八条の相殺関税、これもやはり伝統工芸品産業の防衛と振興という見地から、これは検討すべきだと思ひますけれども、そういうことはもう明らかのことですね。したがつて、関税率法第八条の相殺関税、これもやはり伝統工芸品産業の防衛と振興という見地から、これは検討すべきだと思ひますけれども、その点どうでしようか。

○政府委員(大蔵公雄君) 相殺関税あるいは不当廉売関税等に関しましては、これは先進国の場合なかなか、具体的にこれを発動するということは、現実問題としては非常にむずかしい問題でございまして、特に、大島紬を例にとりました場合に、大島紬の日本におきます生産が非常に減少をしているとか、そういう具体的に数字をもつて例示、損害をこうむっているというような実証、その数字をもつて実証をなし得るとか、そういうことがございませんと、不当廉売関税であるとか、あるいは相殺関税の発動というようなことは、非常にこれは、私は現実には発動が、特に、発展途上国を相手に、先進国がそういう関税を発動をすると、ということはむずかしい問題がかかるもので代償を提供しなくてはならないといふに、いわゆる協定税率でございまして、各国に対しまして、列国に対して一〇%ということで譲許をしているものでございます。したがいまして、この一〇%をかりに上げますとすれば、必ずそのほかのもので代償を提供しなくてはならないといふことがあるわけでございまして、その意味にお

きまして、先ほど先生がおっしゃいました一律二〇%ガットの八%を一〇%に引き上げるということは、これは事態の推移によりまして検討しなくてはならないことかと思いますけれども、特別に高い税率をこれに対しても、日本が日本の立場としてこれに対してかけるということは、非常にこれに対する対応であります。

○渡辺武君 たとえば村山紬の場合ですと、もう韓国産品の競争によつて、東村山市ではもう三十一軒ぐらいの機屋さんしか残っていない。しかも、原料の糸をつくるだけであつて、ほとんども主力は韓国と、そうして東北地方の賃金の安いところに移つちゃつたというような状況なんですね。ところが、大島郡の場合でいいますと、これは東京近郊の東村山市と違うのです。あそこでは、そこに移すこととはできませんよ。おばあさんたちが自分の家の中でもつて、細々とやつておるわけですからね。それらはピラミッド型になって、深く住民の生活の中に入り込んでいる。これが今後村山紬と同じような状態になる可能性がある、これは十分予想されますよ。やろうと思ひえ私はできることかと思う。いまおつしやつたようなことは、私も知らないわけじゃない。しかし、政府がこの産業を守つていいこうという見地で取り組みさえすれば、私は、解決困難な問題ぢやないと思う。通産省のほうの意見もその点伺いたいと思うのです。ししゅうした下着が二一%、亞麻製またはラミー製の最高税率、たとえば二〇%から三〇%程度とのころまで引き上げることも検討すべきではないだろかと思うのですね。たとえば、亞麻織物及びラミー織物、これは三〇%ですね、税率が、メリヤス編物及びクロセ編物、これは二四・五%、しゅうした下着が二一%、亞麻製またはラミー製のハンカチ、これが三〇%等々となつてゐるわけですね。ししゅうした下着が二一%の税率で、紬が八%というのも、いかにもこれは納得できない問題だと思うんですね。だから、やっぱりこういう伝統的な工芸品の産業を守るという見地から、やはり税率を最高税率のところまで引き上げるといふことも当然これは考えなければならぬと思います。それが一点。この点を伺いたい。

もう一つは、最後の手段として、以上の措置でしましては、向こう側サイドの生産体制の進みぐあい、その辺もつぶさに調査して見る必要もあるまい、その辺もつぶさに調査して見る必要もあらうし、それから当方から出します原料糸の動きと本的には、現地の声も現にそですが、自分の足元を固めろということこそ、この事態において大切なことです。

○説明員(佐藤兼二君) 先ほどの御指摘にもありますように、今後の韓国からの輸出がどの程度はどうとうに伸びていくのだろうかと、いうふうに思いますが、この二点お答えをいただきたいと思います。

○説明員(佐藤兼二君) 国内の産業政策を基本と

して、この譲許を約束して、これはいわゆるガット税率でござります。したがいまして、この絹織物に対する一〇%というガット税率を交渉が必須には、関係各國と譲許修正のための交渉が必要になるわけでございます。開発途上国との貿易拡大の要請、開発途上国からは、要するに先進国が輸入を増大をろという要請が一般的に非常に強いわけでございますし、また、新しい国際ラウンドの開始であるとか、そういったような内外の諸情

するに絹織物その他に關しまして、政府としていかに対処すべきかと、ことの基本的な考え方に関しましては、主管省であるところの通産省の意見を十分に参考をいたしまして、それに対しても、通産省ともよく協議をして、いかに関税として対処をするかは検討してまいりたいと、かように考えておるわけでござります。

○説明員(佐藤兼二君) 先ほどの御指摘にもありますように、今後の韓国からの輸出がどの程度はどうとうに伸びていくのだろうかと、いうふうに思いますが、この二点お答えをいただきたいと思います。

○説明員(佐藤兼二君) 国内の産業政策を基本と

ざいますが、それはやはり先ほど申しましたように、事態の推移といろものをとらえまして、それに対応するようなかつこうで慎重に検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○委員長(土屋義章君) 本法案に対する本日の質疑はこの程度といったします。

○委員長(土屋義章君) 次に、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案。

以上三法案を便宜一括して議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。福田大蔵大臣。

○國務大臣(福田赳夫君) ただいま議題となりました所徴税法及び災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、昭和四十九年度の税制改正の一環とい

たしまして、最近における国民負担の状況にかんがみ、給与所得者の負担を大幅に軽減することを中心として所得税負担の適正化をかるため、人

的控除及び給与所得控除の引き上げ並びに税率の緩和により、初年度一兆四千五百億円にのぼる所

得税減税を行なうこととしておりましたが、この空前の規模の所得税減税等を実施するため、こ

こにこの法律案を提出いたした次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、中小所得者の所得税負担を軽減し、あわせて税制の簡明化をかるため、人的控除を引き上げて一律同額とすることとしたとしております。

すなわち、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ

現行の二十一万円から二十四万円に引き上げるとともに、扶養控除を現行の十六万円から二十四万円に引き上げることとしたとしております。

第二に、給与所得者の所得税負担を大幅に軽減するため、給与所得控除について、現行の二〇%ないし五%の控除率を四〇%ないし一〇%の控除率に引き上げるとともに、これによる控除額が五

十万円に満たない場合には一律五十万円を控除するという新しい定額控除を導入し、あわせて、収入が一定額に達すると、収入が幾らあえても控除額は増加しないという、いわゆる頭打ちの制度を廃止することとしております。この結果、給与所得者の課税最低限は、人的控除の引き上げと相まって、独身者の場合では現行の四十五万円から七十七万円に、夫婦と子供二人の場合では現行の百十五万円から百七十万円にそれぞれ引き上げられます。

第三に、税率の緩和を行なうこととしたとしてお

ります。

第八に、寄付金控除のいわゆる足切り限度額の

引き下げを行なうほか、実情に応じきめこまか

なっています。

第九に、扶養控除の適用要件を、配偶者及び扶養親

族の給与所得等にかかる所得限度額を現行の十

五万円から二十万円に引き上げるとともに、寡婦

控除の適用要件として特定の者について定められ

ています。この結果、所得税の負担は全体としてバ

ンスのとれたものになると考えております。

第十に、福祉政策等の見地から障害者控除等の

特別な人的控除につきまして、一般的な控除に

あわせて引き上げを行なうこととしたとしておりま

す。

すなわち、障害者控除、老年者控除、寡婦控除

及び勤労学生控除をそれぞれ現行の十三万円から

十六万円に、特別障害者控除を現行の十九万円から二十四万円に引き上げることといたしてお

ります。

第一に、法人税の基本税率につきましては、現

在、三五%に租税特別措置法により一・七五%が

加算され三六・七五%となつておりますが、法人

の税負担の適正化をかる見地からこれを四〇%

に引き上げることとしております。

第二に、中小法人に対する軽減税率につきまし

ては、中小企業の現状にかんがみ特にこれを据え

ります。

第三に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第七に、貯蓄の奨励をかる見地から、少額貯

蓄非課税制度の非課税限度額を現行の百五十万円

から三百万円に引き上げるとともに、生命保険料

控除及び損害保険料控除につきましてもその控除

対象限度額を現行の二倍に引き上げることとした

しております。

第八に、寄付金控除のいわゆる足切り限度額の

引き下げを行なうほか、実情に応じきめこまか

なっています。

第九に、中間申告書の提出を要しない税額の限度を五

万円から十万円に引き上げる等所要の規定の整備

をはかることとしたとしております。

そのほか、中小企業の納税手続を簡素化するた

め、中間申告書の提出を要しない税額の限度を五

万円から十万円に引き上げることとしたとして

おります。

第十に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第十一に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第十二に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第十三に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第十四に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第十五に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第十六に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第十七に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第十八に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第十九に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第二十に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第二十一に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第二十二に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第二十三に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第二十四に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第二十五に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第二十六に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第二十七に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第二十八に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第二十九に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第三十に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第三十一に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第三十二に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第三十三に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第三十四に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第三十五に、同族会社については、各事業年度の所

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場

合には、留保所得について法人税を課税いたして

おりますが、この場合の定額控除を現行の年五百

万円から一千萬円に引き上げることとなりま

す。

第三は、既存の特別措置の整理合理化であります。すなわち、耐火建築物等の割増償却制度並びに特定合併をした場合の割増償却制度及び登録免許税の税率軽減措置を廃止するとともに、株式売買損失準備金制度について、当期の繰り入れ限度額を引き下げることといたします。

また、交際費の損金不算入制度につきまして、損金算入限度額の計算における資本金基準を千分の一・五から千分の一に引き上げて課税の強化をはかるほか、試験研究費の額が増加した場合の税額控除制度について、五〇%の税額控除の適用基準である試験研究費の増加率を年一二%から年一五%に改めることといたしております。

第四は、貯蓄の奨励、労働者財産形成及び住宅対策に資するための措置であります。

損金算入限度額の計算による少額貯蓄の非課税限度額の引き上げとあわせて少額国債の非課税限度額及び労働者財産形成貯蓄の非課税限度額を三百万円及び五百万円にそれぞれ引き上げるとともに、確定申告を要しない配当所得の限度額を、現行一銘柄年五万円から年十万円に引き上げることといたしております。また、持ち家取得を目的とする労働者財産形成貯蓄のうち積み立て期間七年以上のものにつきましての住宅貯蓄控除額を現行の六%、三万円から八%、四万円に引き上げ、さらに、住宅取得控除につきましても、その控除限度額を現行の二万円から三万円に引き上げる等の措置を講ずることといたしております。

第五は、公害対策に資するための措置であります。

すなわち、廃棄物再生利用設備について初年度三分の一の特別償却制度を創設するとともに、金属鉱業等の特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、金属鉱業等鉱害防止準備金制度を創設することといたしております。

第六は、中小企業対策に資するための措置であります。

すなわち、中小企業者の機械の特別償却制度等の適用期限を延長する等の措置を講ずることといたしており、また、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の制定に伴い、伝統的工芸品産業振興準備金制度を創設することといたしております。

第七は、農林漁業対策としての措置であります。

すなわち、肉用牛の免税対象に、特定の農業協同組合等を通じて販売した乳用雄子牛の販売所得を加えるほか、農業生産法人が農地保有合理化的ために農地等を譲渡する場合について、二百五十五円の特別控除を設けることとし、また、森林施業計画に基づき山林經營を行なう個人が山林を現物出資して法人成りする場合の山林所得の課税について、納期限の特例を設ける等の措置を講ずることといたしております。

第八は、宅地対策に資するための措置であります。

すなわち、五百万元の特別控除の適用対象に、住宅の建設または宅地の造成を目的とする事業の対象設備に特定の消防設備を加える等所要の措置を講ずることといたしております。

すなわち、五百万元の特別控除の適用対象に、住宅の建設または宅地の造成を目的とする事業の対象設備に特定の消防設備を加える等所要の措置を講ずることといたしておきます。

末に調整をするわけですね。で、これは申告になります。

りませんです。所得税は、納めるときは源泉で取

られる。ところが、これは申告課税ですから税務署に申告に行くと、三ヵ年間引きりますから、私の

しておおり、また、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の制定に伴い、伝統的工芸品産業振興準備

署に申告に行くと、三ヵ年間引きりますから、私の

しておおり、また、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の制定に伴い、伝統的工芸品産業振興準備

それからあなたが、「東洋経済」に、高木主税局

長が談話を出しておられまして、過般、東京都が

やつたそういうものに対し、あれは資料が問

違つておる、取り方が間違つておる、大いにひと

つ論争しようじゃないかというような、たいへん

知つておるある地方の、過般税務署に参りました

ら、ずらつと来ておるわけですね。源泉徴収をみ

す。

第七は、農林漁業対策としての措置であります。

すなわち、肉用牛の免税対象に、特定の農業協

同組合等を通じて販売した乳用雄子牛の販売所得

を加えるほか、農業生産法人が農地保有合理化の

ために農地等を譲渡する場合について、二百五十一

万円の特別控除を設けることとし、また、森林施

設業計画に基づき山林經營を行なう個人が山林を現

物出資して法人成りする場合の山林所得の課税に

ついて、納期限の特例を設ける等の措置を講ずる

ことといたしておきます。

第八は、宅地対策に資するための措置であります。

すなわち、五百万元の特別控除の適用対象に、

住宅の建設または宅地の造成を目的とする事業の

対象設備に特定の消防設備を加える等所要の措

置を講ずることといたしておきます。

内の見込みである。

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、有線放送電話の税制の特別措置に関する請

願(第一六二二号)(第一六九三号)(第一六九

四号)(第一六九五号)(第一六九六号)(第一七

(第一八一五号)(第一七二八号)(第一八一八号)(第一

八〇九号)(第一八一〇号)(第一八一一号)(第一

八一二号)(第一八一三号)(第一八一四号)

(第一八一五号)(第一八一六号)(第一八一七

号)(第一八一八号)(第一八一九号)(第一八二

〇号)(第一八四四号)(第一八四五号)(第一八

四六号)(第一八四七号)(第一八四八号)(第一

八五三号)(第一九二二号)(第一九二三号)(第

一九二四号)(第一九二五号)(第一九二六号)

(第一九二七号)(第一九二八号)(第一九二九

号)(第一九三〇号)(第一九三一号)(第一九三

二号)(第一九七二号)(第一九七四号)

一、葉たばこ収納価格の引上げに関する請願

(第一六二六号)

第一六二二号 昭和四十九年三月九日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 大分市舞鶴町一ノ四ノ一五 衛藤

紹介議員 後藤 義隆君

有線放送電話業務については、非営利であることが法定(有線放送電話に関する法律第四条)され、公共的事業として農山漁村における生活、行政、経済の向上に寄与していることにかんがみ、その業務に伴う改修積立金、災害積立金等に対する納税義務を一切免除する措置を講ぜられたい。

第一六九三号 昭和四十九年三月十二日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(三十五通)

請願者 福島県豊前市大字八屋一、〇三三一

ノ一豊前市農業協同組合長 戸成

喬外五百名

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 柚木 七郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(十

通)

請願者 鹿児島県薩摩郡樋脇町塔之原六、

八四一 岩下一美外百四十一名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(十

通)

請願者 山口県阿武郡阿東町徳佐 松田松

一外十名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(十

通)

請願者 同組合内 田苗義己外三百二十九

名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(十

通)

請願者 山形市緑町一ノ七ノ七山形農業協

通

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(十

通)

請願者 北海道雨龍郡沼田町字北一条三二

通

紹介議員 部外三百四十名

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(六

通)

請願者 新潟県佐渡郡相川町大字高千七四

名

紹介議員 中山小三郎外五十五名

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一七二八号 昭和四十九年三月十二日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(二十七通)

請願者 栃木県河内郡南河内町大字上坪山

七四六 高橋喜代一外三百二名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(十

通)

請願者 長野県小諸市甲三、一三五ノ四小

通

紹介議員 諸市有線放送農業協同組合長 塩

川藤一外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(十

通)

請願者 神奈川県足柄上郡大井町山田五二

九 濱戸洋二外三百七十五名

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(十

通)

請願者 大分原日田郡大山町 矢崎治美外

百六十三名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(二

通)

請願者 新潟県糸魚川市大字田中三三七

通

紹介議員 小川喜久男外二百三十三名

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(二

通)

請願者 山口県防府市大字田島一、〇五二

名

紹介議員 松田定外四十三名

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

請願者 岐阜市今小町八岐阜県農村有線放送絡協議会内 高橋七郎外百四十二名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(十

通)

請願者 長野県小諸市甲三、一三五ノ四小

通

紹介議員 諸市有線放送農業協同組合長 塩

川藤一外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(十

通)

請願者 新潟県糸魚川市大字田中三三七

通

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(二

通)

請願者 新潟県糸魚川市大字田中三三七

通

紹介議員 小川喜久男外二百三十三名

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(二

通)

請願者 山口県防府市大字田島一、〇五二

名

紹介議員 松田定外四十三名

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(二

通)

請願者 新潟県佐渡郡相川町大字高千七四

名

紹介議員 中山小三郎外五十五名

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(二

通)

請願者 新潟県佐渡郡相川町大字高千七四

名

紹介議員 通

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(二

通)

第五部 大蔵委員会会議録第十二号 昭和四十九年三月二十六日 【参議院】

第一一八一七号 昭和四十九年三月十三日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡貴志川町大字前田
一八七 中西雄幸外三百十八名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一八四六号 昭和四十九年三月十三日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 山口県徳山市諏羽三三五 柏木清
春外十三名

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一九二三号 昭和四十九年三月十四日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡日高町脅田二三四ノ
一日高町農業協同組合長 田中幸

紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一九二八号 昭和四十九年三月十四日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 山口県玖珂郡錦町広瀬 森治敏雄
外九名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一九二九号 昭和四十九年三月十四日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏九
四ノ一紫波町有線放送電話農業協
同組合連合会長 館藤市英外百
八十八名

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一九三〇号 昭和四十九年三月十四日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 青森県南津軽郡平賀町大字鮎田字
前田一三 古川富作外二十八名

紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一九三一号 昭和四十九年三月十四日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 兵庫県加古郡稻美町国岡一二五ノ
一稻美町有線放送農業協同組合内
丸山重外二百八十六名

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一八四四号 昭和四十九年三月十三日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 德島県名西郡石井町高川原字高川
原二八石井町有線放送農業協同組合
組合長 高木甚五郎外十名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一九二六号 昭和四十九年三月十四日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 前田一三 古川富作外二十八名

紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一九三二号 昭和四十九年三月十四日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 山口県豊浦郡豊浦町大字宇賀八
四六八 永藤誠一外九名

紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一九二七号 昭和四十九年三月十四日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 前田健夫外四百五十名

紹介議員 橋本 繁藏君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一九二九号 昭和四十九年三月十四日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 山口県玖珂郡錦町広瀬 森治敏雄
外九名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一一九三一号 昭和四十九年三月十四日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 兵庫県加古郡稻美町国岡一二五ノ
一稻美町有線放送農業協同組合内
丸山重外二百八十六名

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

請願者 山口県厚狭郡楠町船木船木農業協同組合長 長谷川保外十名
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一九三三号 昭和四十九年三月十四日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（十六通）

請願者 島根県松江市西川津町八二五ノ二

松江東農業協同組合長 津森正男

外百六十名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一九七二号 昭和四十九年三月十四日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（十六通）

請願者 島根県邑智郡大和村大字上野一大
和農業協同組合長 畑部広人外百

五十三名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一九七四号 昭和四十九年三月十四日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（三十二通）

請願者 群馬県勢多郡新里村大字小林一〇
八ノ一新里村農業協同組合長 松嶋豊太郎外三百二十名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第一六二六号 昭和四十九年三月十一日受理

葉たばこ収納価格の引上げに関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

紹介議員 岩動 道行君

昭和四十九年産葉たばこの収納価格は、農業パリ

テイ指数が異常な高騰を示しているおりから大幅に上昇するものと推定されるが、現行の収納価格が生産費方式によつて算出される本旨にかんがみ、昭和四十九年産葉たばこの収納価格は、これを大幅に引き上げて決定されたい。

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月六日)

- 一、所得税法及び災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、法人税法の一部を改正する法律案
- 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

昭和四十九年四月九日印刷

昭和四十九年四月十日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A